行政常任委員会報告事項

令和5年11月28日 委員会室

- 1 建設課
- (1) 夕張市庁舎建設基本構想の策定について
- 2 上下水道課
- (1) 夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 3 市民課
- (1) 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- (2) 夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について
- 4 生活福祉課
- (1) 「夕張市シルバー専用住宅」の廃止について
- 5 財政課
- (1) 財政再生計画の変更について
- (2) 令和5年度補正予算について(補正予算調書)
- 6 総務企画課
- (1) 夕張市職員給与条例の一部改正について
- (2) 夕張市特別職給与条例の一部改正について

行政常任委員会報告事項

令和5年11月28日 建 設 課

1. 夕張市庁舎建設基本構想の策定について 資料

夕張市庁舎建設基本構想

Compact City Project 夕張市庁舎整備推進本部事務局



② C i t y 1. 現庁舎の現状と課題等

現状と課題



置 夕張市本町4丁目2番地 位

I 昭和53年(44年経過)

規模 地上6階地下1階

積 7,204.23㎡(延床)

<老朽化の状況>

建物や設備の劣化が著しく、維持管理経費が増加

<耐震性の状況>

震度6強以上の地震発生により、倒壊・崩壊の危険性が高い 【 耐震性の目標値を1.0とした場合の耐震性能が0.32 】

<防災拠点機能の状況>

土砂災害警戒区域に立地し、防災拠点機能が果たせないおそれ

<高度情報化への対応>

デジタル化やネットワーク化への対応が不足

<利用者の利便性>

バリアフリー、ユニバーサルデザイン等への配慮が不十分

庁舎整備の必要性

- ●現庁舎は様々な課題を抱えており、**庁舎整備に着手しなければならない状況**にあるといえます。
- ●現庁舎の**耐震改修と建替えを比較**した結果から、庁舎に求められる機能を備え、今後さらに多様化 する行政需要に対応するためには、**「建替え」が望ましい**と言えます。

Compact City Project



② City 2.新庁舎建設に向けた基本的な考え方

新庁舎建設の基本方針

- 夕張市まちづくりマスタープランをはじめ関連計画の方向性や施策との整合を図りながら、**防災拠点** としての機能強化を念頭に、現庁舎が抱える課題を解決し、市民の利便性や快適性の向上を図り、 効率的な行政運営等による質の高い市民サービスが提供できる庁舎を目指す必要があります。
- これらを踏まえ、新庁舎建設の基本方針を次のように設定します。

く方針 1> 防災拠点機能を備えた災害に強い庁舎

<方針2> 人にやさしく利用しやすい庁舎

<方針3> 経済的で環境にやさしい庁舎

く方針4> 機能的で柔軟性のある庁舎

<方針5> 持続可能なまちづくりの中核となる庁舎

- 防災拠点機能
- 窓口サービス機能
- バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- 行政事務機能
- 省エネルギー・環境負荷低減
- 維持管理機能
- 情報・セキュリティ機能
- 情報通信技術(ICT)機能
- 議会機能
- まちづくり関連機能
- 施設の複合化の検討



② City Yubari 3.新庁舎の規模と整備地区

新庁舎の規模

新庁舎の規模は

- 災害対策や利用者の利便性向上
- 高度情報化やバリアフリー化への対応 など

現庁舎で課題となっている機能を確保することを前提に検討します。

また、必要機能を効率よく配置し、必要最小限のできるだけコンパクトな庁舎の実現を目指します。

【参考】職員数(令和4年4月1日現在)

区分	特別職	課長職	主幹職	係長職	主査職	一般職	計	再任用	会計年 度任用	合計
本庁舎	2	12	15	18	5	59	111	7	19	137
りすた	1	1	3	2	1	9	17	2	6	25
計	3	13	18	20	6	68	128	9	25	162



② City Yubari 3.新庁舎の規模と整備地区

建設候補地区の選定の観点

1. 防災性の観点

- ◎ 緊急輸送道路に近接していることが望ましい。
- ◎土砂災害警戒区域に指定されていないこと。

2. 利便性(アクセス性)の観点

○主要幹線道路に近接していることが望ましい。

3. まちづくりの観点

- ◎居住誘導区域内であることが望ましい。
- ◎都市機能誘導区域内であることが望ましい。
- ◎多くの都市機能施設に近接していることが望ましい。
- ◎多くの公共施設に近接していることが望ましい。

【凡例】

緊急輸送道路

十砂災害警戒区域

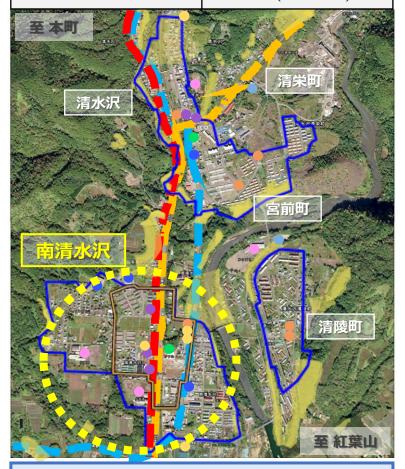
国道

首首

居住誘導区域

都市機能誘導区域

- 南支所(りすた)・消防
- 集会施設,公衆浴場
- 学校・認定こども園
- 運動施設
- 商業施設
- 福祉施設
 - その他(交番・市場)



『南清水沢』が最適地区



②City Yubari 4.新庁舎建設の事業計画

事業手法

事業手法については、各事業手法のメリット・デメリットを勘案するとともに、国の支援制度の動向や市の 財政状況を見極めながら、今後策定する基本計画の段階において、事業手法を確定していきます。

○事業手法の概要

事業主体	行政	主体	民間	主体
方 式	従来方式 (設計・施工分離)	D B 方式 (設計•施工一括)	PFI方式	リース方式
概要	従来から行われてきた 発注方式で、 <u>市が設</u> 計、施工及び維持管 理まで全ての工程を 管理。 <u>市が資金調達</u> し、設計、施工、維 持管理を <u>業務ごとに</u> 個別に発注。	維持管理まで全ての 工程を管理。市が資 金調達し、民間事業 者に設計、施工を一 括発注。	民間事業者に資金 調達、設計、維持管 理、運営を一括で発	間事業者が建物を所



© City 4.新庁舎建設の事業計画

概算事業費等

■事業費の算定

多様化する行政需要に対応できる機能を備える必要がある一方で、将来の財政運営に及ぼす影響を抑えるため、建 設に要する費用の抑制に努め、将来世代への負担を可能な限り小さくしていく必要があります。

具体的な事業費については、今後策定する基本計画及び基本設計の段階において、新庁舎の規模や事業手法の 決定に伴い、詳細に算出していきます。

■財源

有利な起債や国の各種補助・交付金制度の積極的な活用を目指します。

現段階で想定している事業スケジュール

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
基本構想・基本	本計画	基本設計	実施設計	建設等工事			移転·供用
再生振替特例債償還(~R8年度まで)							
財 政 再 生 団 体 (~R11年度まで)							

※選択する事業手法によってはスケジュールが前後します。(上記は従来方式により整備する場合の例。)

6

行政常任委員会報告事項

令和5年11月28日 上 下 水 道 課

夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

1 改正理由

平成31年1月25日付け(総財公第10号)の総務省自治財政局長通知により、下水道事業について、令和6年度予算から公営企業会計とするよう要請されていることから、令和6年4月1日から公営企業に移行するため、関係する条例について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

地方公営企業法の適用に伴い、公営企業として水道事業に加えて下水 道事業を追加する内容で夕張市水道事業の設置等に関する条例を一部 改正するとともに、次の条例の一部改正について附則を追加する。

- · 夕張市特別会計条例
- ・夕張市私債権の管理に関する条例
- · 夕張市下水道法施行条例
- · 夕張市下水道条例
- · 夕張市下水道事業受益者負担金条例
- · 夕張市都市下水路条例
- ・夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- 夕張市水道事業給水条例
- ※改正内容の詳細は新旧比較表のとおり。

3 施行日

令和6年4月1日

夕張市水道事業の設置等に関する条例 新旧比較表

現行	改 正 (案)
夕張市水道事業の設置等に関する条例	夕張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例
(水道事業の設置)	<u>(設置)</u>
第1条 (略)	第1条(略)
	2 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に
	<u>資するため、下水道事業を設置する</u>
	<u>(法の全部適用)</u>
	第1条の2 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)
	第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)
	第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を令和6年4月1日から適用する。
(経営の基本)	(経営の基本)
第2条 水道事業	第2条 水道事業及び下水道事業(以下「上下水道事業」という。)は、常に企業の経済性を
発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。	発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。
2 <u>給水区域</u> 、給水人口及び <u>給水量</u> は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。	2 <u>水道事業の給水区域</u> 、給水人口及び <u>1日最大給水量</u> は、次の各号に掲げるとおりとする。
(1) 夕張市上水道事業	
ア 給水区域 丁未、錦、富岡、福住、住初、高松、社光、本町1.2.3.4.5.6丁目、旭町、昭和、	(1) 給水区域 丁未、錦、富岡、福住、住初、高松、社光、本町1.2.3.4.5.6丁目、旭町、昭和、
末広1.2丁目、鹿の谷1.2.3丁目、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、千代田、常盤、若菜、日吉、	末広1.2丁目、鹿の谷1.2.3丁目、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、千代田、常盤、若菜、日吉、
平和、清水沢1.2.3丁目、清水沢宮前町、清水沢清栄町、清水沢清陵町、清水沢清湖町、	平和、清水沢1.2.3丁目、清水沢宮前町、清水沢清栄町、清水沢清陵町、清水沢清湖町、
南清水沢1.2.3.4丁目、南部大宮町、南部東町、南部若美町、南部新光町、南部菊水町、	南清水沢1.2.3.4丁目、南部大宮町、南部東町、南部若美町、南部新光町、南部菊水町、
南部青葉町、南部夕南町、南部幌南町、南部遠幌町、南部 <u>住之江</u> 町、南部岳見町、	南部青葉町、南部夕南町、南部幌南町、南部遠幌町、南部 <u>住の江</u> 町、南部岳見町、
沼ノ沢、真谷地、紅葉山、楓、登川、富野、滝ノ上	沼ノ沢、真谷地、紅葉山、楓、登川、富野 <u>及び</u> 滝ノ上 <u>の各一部</u>
<u>イ</u> 給水人口 10,750人	<u>(2)</u> 給水人口 10,750人
<u>ウ 給水量</u> 1日最大給水量 7,430立方メートル	(3) 1日最大給水量 7,430立方メートル
	3 下水道事業の計画排水区域及び計画処理区域、排水区域面積並びに都市下水路の名称
	等は、次の各号に掲げるとおりとする。
	(1) 夕張市公共下水道
	ア 計画排水区域及び計画処理区域 富岡、小松、高松、福住、社光、住初、旭町、
	本町1・2・3・4・5・6丁目、昭和、末広1・2丁目、鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、
	鹿の谷1・2・3丁目、常盤、若菜、千代田、日吉及び平和の各一部
	<u>イ 排水区域面積 295.5ヘクタール</u>

		垷	汀		

(組織)

第3条 <u>地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)</u>第7条ただし書及び<u>地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「令」という。)</u>第8条の2の規定に基づき水道事業 に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき水道事業の管理者

(以下「管理者」

という。)の権限に属する事務を処理させるため、上下水道課を置く。

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない<u>水道事業</u>の用に 供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法に よる譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ 又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。 (業務状況説明書類の提出)

第5条 管理者は、水道事業 に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに 11月30日まで提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を5月31日までに 提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針 をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業 の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 (略)

(2) 都市下水路の名称、起点及び終点は、次のとおりとする。

<u>名称</u>	起点	終点
<u>清陵町</u>	夕張市清水沢	夕張市清水沢
都市下水路	<u>清陵町12番地1</u>	清陵町52番地

(組織)

第3条 <u>法</u>第7条ただし書 及び令 第8条の2の

規定に基づき上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき<u>水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>(以下「管理者」 という。)の権限に属する事務を処理させるため、上下水道課を置く。

改 正 (案)

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価格)が2,000万円以上の不動産又は動産の買入れ又は譲渡(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。(業務状況説明書類の提出)

第5条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに 11月30日まで提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を5月31日までに 提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針 をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 (略)

夕張市特別会計条例 新旧比較表

現 行	改正(案)
(設置)	(設置)
第1条 本市に次のとおり特別会計を設置する。	第1条 本市に次のとおり特別会計を設置する。
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 公共下水道事業会計	
(4) (略)	(3) (略)
(5) (略)	<u>(4) (略)</u>

夕張市私債権の管理に関する条例 新旧比較表

現 行	改正(案)
(他の条例との関係)	(他の条例との関係)
第3条 市の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則	第3条 市の私債権の管理に関する事務の処理については、他の条例又はこれに基づく規則
	(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)
に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。	に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

夕張市下水道法施行条例 新旧比較表

現 行

(公共下水道の構造の基準)

第2条 法第7条第2項に規定する条例で定める夕張市公共下水道の構造の技術上の基準は、 次の各号の定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 排水施設の構造の基準

ア 排水管の内径及び排水渠の断面積は、市長

- イ 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢 を緩和する措置が講じられていること。
- ウ 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の 清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
- エ ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉する ことができる蓋)を設けること。
- (3) 処理施設(終末処理場であるものに限る。イにおいて同じ。)の構造の基準
- ア 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- イ 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、 排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう<u>市長</u>が 別に定める措置が講じられていること。

2 (略)

(終末処理場の維持管理の基準)

第3条 法第21条第2項に規定する条例で定める終末処理場の維持管理の基準は、次の 各号の定めるところによる。

(1)~(3) (略)

(4) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう市長が別に定める措置を講ずること。

改正(案)

(公共下水道の構造の基準)

第2条 法第7条第2項に規定する条例で定める夕張市公共下水道の構造の技術上の基準は、 次の各号の定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 排水施設の構造の基準

ア 排水管の内径及び排水渠の断面積は、<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。</u>)が別に定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

- イ 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあっては、減勢工の設置その他水勢 を緩和する措置が講じられていること。
- ウ 暗渠である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠の 清掃上必要な箇所にあっては、マンホールを設けること。
- エ ます又はマンホールには、蓋(汚水を排除すべきます又はマンホールにあっては、密閉する ことができる蓋)を設けること。
- (3) 処理施設(終末処理場であるものに限る。イにおいて同じ。)の構造の基準
- ア 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- イ 汚泥処理施設(汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。)は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が 別に定める措置が講じられていること。

2 (略)

(終末処理場の維持管理の基準)

第3条 法第21条第2項に規定する条例で定める終末処理場の維持管理の基準は、次の 各号の定めるところによる。

(1)~(3) (略)

(4) 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう管理者が別に定める措置を講ずること。

夕張市下水道条例 新旧比較表

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

行

現

(1)~(12) (略)

(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、

その始期及び終期は、規則で

定める。

(14) (略)

<u>第2章 設置</u>

(名称及び区域)

第3条 事業の名称及び区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 夕張市公共下水道
- (2) 計画排水区域及び計画処理区域

鹿の谷1丁目の全部

富岡、小松、高松、福住、社光、住初、旭町、本町1・2・3・4・5・6丁目、昭和、末広1・2丁目、 鹿の谷山手町、鹿の谷東丘町、鹿の谷2・3丁目、常盤、若菜、千代田、日吉、平和の一部 (計画面積)

第4条 面積は、次のとおりとする。

面積 295.5ヘクタール

(排水設備の設置)

第5条 公共下水道の供用が開始された場合は、当該公共下水道の排水区域内の排水設備 設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置し、終末処理場に流入させなければならない。 ただし、市長 が特に認めたときは、この限りでない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第6条 排水設備の新設、増築又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の 各号の定めるところによらなければならない。

- (1) (略)
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又は その施設を損傷するおそれのない箇所に<u>市長</u>が別に定める工事の基準により施工すること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、市長 が特別の理由があると認めた場合を除き、

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ による。

改 正 (案)

(1)~(12) (略)

(13) 使用月 下水道使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間をいい、 その始期及び終期は、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が 定める。

(14) (略)

第2章 削除

第3条及び第4条 削除

(排水設備の設置)

第5条 公共下水道の供用が開始された場合は、当該公共下水道の排水区域内の排水設備 設置義務者は、遅滞なく排水設備を設置し、終末処理場に流入させなければならない。 ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

(排水設備の接続方法及び内径等)

第6条 排水設備の新設、増築又は改築(以下「新設等」という。)を行おうとするときは、次の 各号の定めるところによらなければならない。

- (1) (略)
- (2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、又は その施設を損傷するおそれのない箇所に<u>管理者</u>が別に定める工事の基準により施工すること。
- (3) 汚水のみを排除すべき排水管の内径は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き、

次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下の ものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第8条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>規則で</u>定める申請書に必要事項を記載し、市長の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、確認事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面に より届け出て、同項の規定による市長 の確認を受けなければならない。

ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を 市長 に届け出ることをもつて足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第9条 排水設備等の新設等の工事は、<u>市長</u>が指定する排水設備業者(以下「指定業者」 という。)でなければこれを行うことができない。

ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 指定業者に関する事項については、市長 が別に定める。

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を 市長 に届け出て、検査を受けなければならない。

2 (略)

(排水設備等の撤去)

第11条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に届け出なければならない。 (排水設備設置義務者の費用負担)

第12条 市長 は、排水設備設置義務者の特別の必要により公共ます及び排水管の設置を行う場合、その費用を排水設備設置義務者に負担させることができる。

(管理人)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、公共下水道の使用について、その義務に属する 一切の事項を処理するため本人の同意を得て管理人を設定し、市長 に届け出なければ 次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積は同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

ただし、一つの建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で延長が3メートル以下の ものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

(略)

(排水設備等の計画の確認)

第8条 排水設備又は前条の排水施設(これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。)の新設等を行おうとする者は、あらかじめその計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、<u>管理者が</u>定める申請書に必要事項を記載し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、確認事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。

ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を 管理者に届け出ることをもつて足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第9条 排水設備等の新設等の工事は、<u>管理者</u>が指定する排水設備業者(以下「指定業者」 という。)でなければこれを行うことができない。

ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 指定業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行つた者は、その工事の完了した日から5日以内にその旨を 管理者に届け出て、検査を受けなければならない。

2 (略)

(排水設備等の撤去)

第11条 排水設備等を撤去しようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>に届け出なければならない。 (排水設備設置義務者の費用負担)

第12条 <u>管理者</u>は、排水設備設置義務者の特別の必要により公共ます及び排水管の設置を行う場合、その費用を排水設備設置義務者に負担させることができる。

(管理人)

第14条 次の各号の一に該当する場合は、公共下水道の使用について、その義務に属する 一切の事項を処理するため本人の同意を得て管理人を設定し、管理者に届け出なければ ならない。

又、管理人を変更するときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長 が必要と認めたとき。

(除害施設の設置等の届出)

第17条 前条の規定により、除害施設を設置、改築又は増築をしようとする者は、 あらかじめ、その計画について市長 に届け出なければならない。

現

2 (略)

- 3 <u>市長</u>は前2項による届出があつた場合において、当該除害施設から公共下水道に 排除される下水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した 日から60日以内に、その届出をした者に対し、その届出(前項の届出にあつては、第1項に 規定する届出事項の部分に限る。)に係る計画内容の変更を命ずることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を 経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置、改築又は増築してはならない。 ただし、<u>市長</u>が当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。 (使用開始の届出)

第19条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止若しくは廃止し、又は現に休止している その使用を再開したときは、当該使用者は、<u>規則で</u>定めるところにより遅滞なくその旨を 市長 に届け出なければならない。

2 (略)

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第20条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該下水の水量 及び水質を規則で 定めるところにより、市長 に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を 休止若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ<u>規則で</u> 定めるところにより市長 に届け出なければならない。

(使用者の変更等の届出)

第21条 使用者が変わつたとき、又は下水道使用料算定基準となるべき事項に異動が生じたときは、遅滞なくその旨を市長 に届け出なければならない。

ただし、その者が水道使用者であるときは、夕張市水道事業給水条例(昭和36年条例第5号。 以下「給水条例」という。)第12条第2項の規定による届出をもつて本文の規定による届出をした ならない。

又、管理人を変更するときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認めたとき。

(除害施設の設置等の届出)

第17条 前条の規定により、除害施設を設置、改築又は増築をしようとする者は、 あらかじめ、その計画について管理者に届け出なければならない。

2 (略)

- 3 <u>管理者</u>は前2項による届出があつた場合において、当該除害施設から公共下水道に 排除される下水の水質が前条に定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した 日から60日以内に、その届出をした者に対し、その届出(前項の届出にあつては、第1項に 規定する届出事項の部分に限る。)に係る計画内容の変更を命ずることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を 経過した後でなければ、その届出に係る除害施設を設置、改築又は増築してはならない。 ただし、管理者が当該届出の内容が相当であると認めるときは、この期間を短縮することができる。 (使用開始の届出)

第19条 使用者が公共下水道の使用を開始し、休止若しくは廃止し、又は現に休止している その使用を再開したときは、当該使用者は、<u>管理者が</u>定めるところにより遅滞なくその旨を 管理者に届け出なければならない。

2 (略)

(悪質下水の排除の開始等の届出)

第20条 使用者は、悪質下水の排除を開始しようとするときは、あらかじめ当該下水の水量 及び水質を管理者が定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

2 前項の使用者は、同項の届出に係る悪質下水の量若しくは水質を変更し、その排除を 休止若しくは廃止し、又は現に休止しているその排除を再開しようとするときは、あらかじめ<u>管理者が</u> 定めるところにより管理者が届け出なければならない。

(使用者の変更等の届出)

第21条 使用者が変わつたとき、又は下水道使用料算定基準となるべき事項に異動が生じたときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

ただし、その者が水道使用者であるときは、夕張市水道事業給水条例(昭和36年条例第5号。 以下「給水条例」という。)第12条第2項の規定による届出をもつて本文の規定による届出をした 者とみなす。

(使用料の徴収)

第22条 市長 は、公共下水道の使用について、使用者から下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のための公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において、必要と認めるときは、<u>市長</u>は使用料を前納させることができる。

この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他市長が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第23条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) (略)

- (2) 水道水以外の水を使用する場合は、その水量とし、測定器具又は水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは使用の態様を勘案して<u>市長</u>が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水とを併用する場合は、水道の使用水量と水量測定器具若しくは水量を測定し得る機器により測定された水量又は市長が認定する水量とを加えたものとする。
- (4) 氷雪製造業等で使用水量と排除される汚水量が著しく異なると認められるときは、使用の 態様を勘案して<u>市長</u>が認定する使用水量とする。

3 (略)

4 使用者は、使用料の算定基礎となるべき事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を<u>市長</u> に届け出なければならない。

5 (略)

(使用料の軽減又は免除)

第24条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない使用料を軽減又は免除することができる。

(資料の提出)

第25条 <u>市長</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料 の提出を求めることができる。 者とみなす。

(使用料の徴収)

第22条 <u>管理者</u>は、公共下水道の使用について、使用者から下水道使用料(以下「使用料」という。)を徴収する。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、土木建築に関する工事の施工に伴う排水のための公共下水道を使用する場合、その他公共下水道を一時使用する場合において、必要と認めるときは、<u>管理者</u>は使用料を前納させることができる。

この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から公共下水道の使用を廃止した旨の届出があつたとき、その他管理者が必要と認めたときに行う。

(使用料の算定方法)

第23条 (略)

2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。

(1) (略)

- (2) 水道水以外の水を使用する場合は、その水量とし、測定器具又は水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは使用の態様を勘案して<u>管理者</u>が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水とを併用する場合は、水道の使用水量と水量測定器具若しくは水量を測定し得る機器により測定された水量又は管理者が認定する水量とを加えたものとする。
- (4) 氷雪製造業等で使用水量と排除される汚水量が著しく異なると認められるときは、使用の 態様を勘案して管理者が認定する使用水量とする。

3 (略)

4 使用者は、使用料の算定基礎となるべき事項に異動が生じたときは、直ちにその旨を<u>管理者</u> に届け出なければならない。

5 (略)

(使用料の軽減又は免除)

第24条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない使用料を軽減又は免除することができる。

(資料の提出)

第25条 <u>管理者</u>は、使用料を算出するために必要な限度において、使用者から必要な資料 の提出を求めることができる。 行

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付し、市長 に提出しなければならない。

現

又、許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用)

第28条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して市長 の許可を受けなければならない。

ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもつて 占用の許可とみなす。

2 <u>市長</u>は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。 ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)~(4) (略)

3 (略)

(原状回復)

第29条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可期間が満了したとき又は当該 占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に 回復しなければならない。

ただし、原状に回復することが不適当であると<u>市長</u>が認めたときは、この限りでない。

2 市長」は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(過料)

第30条 次の各号の一に該当する者に対しては1万円以下の過料を科する。

(1)~(8) (略)

(9) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく<u>規則</u>に違反した者 (委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、市長 が別に定める。

(行為の許可)

第26条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付し、管理者に提出しなければならない。

改 正 (案)

又、許可を受けた事項の変更をしようとするときも同様とする。

(1)・(2) (略)

(占用)

第28条 公共下水道の敷地又は排水施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、占用許可申請書を提出して管理者の許可を受けなければならない。

ただし、占用物件の設置について法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもつて 占用の許可とみなす。

2 管理者は、前項の占用の許可を受けた者から占用料を徴収する。

ただし、次の各号に掲げる占用物件については、この限りでない。

(1)~(4) (略)

3 (略)

(原状回復)

第29条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可期間が満了したとき又は当該 占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、公共下水道を原状に 回復しなければならない。

ただし、原状に回復することが不適当であると管理者が認めたときは、この限りでない。

2 <u>管理者</u>は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復することが不適当な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(渦料)

第30条 次の各号の一に該当する者に対しては1万円以下の過料を科する。

(1)~(8) (略)

(9) 前各号のほか、この条例又はこの条例に基づく<u>上下水道事業管理規程</u>に違反した者 (委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

夕張市下水道事業受益者負担金条例 新旧比較表

現 行

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。) 第2条第7号に規定する排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。 ただし、市長 は、地上権、質権又は

使用貸借若しくは 賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。

以下「地上権等」という。)の目的となつている土地については、その地上権等を有する者と 土地所有者とが協議し、当該土地に係る負担金を負担する者を定めた場合は、 その者を受益者とみなすことができる。

(排水区域の告示)

第3条 市長 は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を告示しなければならない。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 <u>市長</u>は、年当初にその年内に負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象 区域」という。)を定め、これを告示しなければならない。

2 (略)

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 市長 は、前条第1項に規定する告示の日現在における当該告示のあつた賦課 対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、 これを賦課するものとする。

2 (略)

3 <u>市長</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額 及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の徴収猶予)

第7条 <u>市長</u> は、受益者について災害、盗難その他特別の事情により当該負担金を納付することが困難であり、又は土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認めたときは、負担金の徴収を猶予することができる。

(受益者)

第2条 この条例において「受益者」とは、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。) 第2条第7号に規定する排水区域(以下「排水区域」という。)内に存する土地の所有者をいう。 ただし、下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、地上権、質権又は 使用貸借若しくは 賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借 若しくは賃貸借による権利を除く。

改 正 (案)

以下「地上権等」という。)の目的となつている土地については、その地上権等を有する者と 土地所有者とが協議し、当該土地に係る負担金を負担する者を定めた場合は、 その者を受益者とみなすことができる。

(排水区域の告示)

第3条 管理者は、この条例の施行後遅滞なく排水区域の名称、区域及び地積を告示しなければならない。

(賦課対象区域の決定等)

第5条 管理者は、年当初にその年内に負担金を賦課しようとする区域(以下「賦課対象区域」という。)を定め、これを告示しなければならない。

2 (略)

(負担金の賦課及び徴収)

第6条 <u>管理者</u>は、前条第1項に規定する告示の日現在における当該告示のあつた賦課 対象区域内の土地に係る受益者ごとに、第4条の規定により算出した負担金の額を定め、 これを賦課するものとする。

2 (略)

3 <u>管理者</u>は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく当該負担金の額 及びその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 (略)

(負担金の徴収猶予)

第7条 <u>管理者</u>は、受益者について災害、盗難その他特別の事情により当該負担金を納付することが困難であり、又は土地の状況により徴収を猶予することがやむを得ないと認めたときは、負担金の徴収を猶予することができる。

現 行 改 正 (案)
(負担金の減免)
(負担金の減免)
第8条 (略)
第8条 (略)

2 市長 は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)~(6) (略)

(受益者に変更があつた場合の取扱い)

第9条 第5条の告示の日以後、受益者の変更があつた場合において当該変更に係る 当事者の一方又は双方がその旨を<u>市長</u>に届け出たときは、新たに受益者となつた者は、 従前の受益者の地位を承継するものとする。

ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期 に至つている負担金については、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金の徴収、滞納処分等)

第10条 市長 は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、その納期限の翌日 から納付の日までの日数に応じ延滞金を徴収することができる。

2 (略)

3 <u>市長</u>は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかつたことについて、やむを得ない 理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長 が別に定める。

2 管理者は、次の各号の一に該当する受益者の負担金を減免することができる。

(1)~(6) (略)

(受益者に変更があつた場合の取扱い)

第9条 第5条の告示の日以後、受益者の変更があった場合において当該変更に係る 当事者の一方又は双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、 従前の受益者の地位を承継するものとする。

ただし、第6条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納付すべき時期 に至つている負担金については、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金の徴収、滞納処分等)

第10条 <u>管理者</u>は、受益者が負担金を納期限までに納付しないときは、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ延滞金を徴収することができる。

2 (略)

3 <u>管理者</u>は、受益者が納期限までに負担金を納付しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認めたときは、第1項の延滞金を減免することができる。

(委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

夕張市都市下水路条例 新旧比較表

(趣旨)

(受益者)

M-1 A

第1条 この条例は、下水道法(昭和33年法律第79号。以下「法」という。)及びその他の法令で定めるもののほか、都市下水路の<u>設置及び</u>管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (都市下水路の設置)

現

行

第3条 本市に、次の都市下水路を設置する。

<u>名称</u>	起点	終点
<u>清陵町</u>	夕張市清水沢	夕張市清水沢
都市下水路	清陵町12番地1	清陵町52番地

(行為の許可)

第4条 法第29条第1項に定める行為について許可(次項に定める軽微な変更を除く。)を 受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して市長

に提出し、許可を受けなければならない。

(1)・(2) (略)

2 前項の許可を受けた事項について変更をしようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。

ただし、都市下水路の施設の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない物件で、 前項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて前項の 許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものについては、この限りでない。 (占用の許可)

第5条 都市下水路の敷地又は施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して都市下水路の敷地又は施設を占用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 ただし、占用物件の設置について、前条の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

2 (略)

(原状回復)

第6条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 市長 は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復

改 正 (案)

(行為の許可)

第4条 法第29条第1項に定める行為について許可(次項に定める軽微な変更を除く。)を 受けようとする者は、申請書に次の各号に掲げる図面を添付して下水道事業の管理者の権限を 行う市長(以下「管理者」という。)に提出し、許可を受けなければならない。

(1)・(2) (略)

2 前項の許可を受けた事項について変更をしようとするときは、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。

ただし、都市下水路の施設の機能を妨げ又はその施設を損傷するおそれのない物件で、 前項の許可を受けて設けた物件(地上に存する部分に限る。)に対する添加であつて前項の 許可を受けた者が当該物件を設ける目的に付随して行うものについては、この限りでない。 (占用の許可)

第5条 都市下水路の敷地又は施設に物件(以下「占用物件」という。)を設け、継続して都市下水路の敷地又は施設を占用しようとする者は、<u>管理者</u>の許可を受けなければならない。 ただし、占用物件の設置について、前条の許可を受けたときは、その許可をもつて占用の許可とみなす。

2 (略)

(原状回復)

第6条 前条第1項の占用の許可を受けた者は、その許可により占用物件を設けることができる期間が満了したとき又は当該占用物件を設ける目的を廃止したときは、当該占用物件を除去し、都市下水路を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適当であると管理者が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、前条第1項の占用の許可を受けた者に対して、前項の原状回復又は原状に回復

現 行

することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第7条 <u>市長</u>は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を 取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復を命ずるこ とができる。

(1) この条例又はこの条例の規定に基づく規則 に違反している者

(2)・(3) (略)

2 <u>市長</u>は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)~(3) (略)

(規則への委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

改 正 (案)

することが不適当な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

(監督処分)

第7条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を 取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復を命ずるこ とができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく<u>上下水道事業管理規程</u>に違反している者 (2)・(3) (略)
- 2 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

(1)~(3) (略)

<u>(委任)</u>

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が定める。

夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧比較表

現 行 改正(案)

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条 第4項の規定に基づき、<u>企業職員</u>の給与の

種類及び基準を定めることを目的とする。

(単身赴任手当)

第7条 人事交流等により職員が住居を移転し、管理者の権限を行う市長

(以下「管理者」という。)が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、人事交流等による移転の直前の住居から移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

(目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第38条 第4項の規定に基づき、水道事業及び下水道事業の職務に従事する職員(以下「企業職員」 という。)の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

(単身赴任手当)

第7条 人事交流等により職員が住居を移転し、水道事業及び下水道事業の管理者の権限を <u>行う市長</u>(以下「管理者」という。)が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と 別居することとなった職員で、人事交流等による移転の直前の住居から移転の直後に在勤する勤務 箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が別に定める基準に照らして困難であると 認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

夕張市水道事業給水条例 新旧比較表

(給水区域)

(水道事業の設置)

行

現

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 特別計量給水装置 年間使用水量が50,000立方メートルを超える使用者(以下「大口使用者」という。)が使用するもので1戸又は1箇所で専用し、水量を計って供給するもので市長が特に認めたもの

(3)・(4) (略)

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、増設、変更又は撤去しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>に申込み、 その承認を得なければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去に要する費用は、その申込者の負担とする。 ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。 (工事の施行)

第7条 給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去の設計及び工事は、<u>市長</u>又は<u>市長</u> が指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行することができる。

- 2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が設計及び工事を施行する場合は、 あらかじめ<u>市長</u>の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、工事竣工後 直ちに検査を受けなければならない。
- 3 (略)
- 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、市長 が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 市長 は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うために必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。 2 市長 は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付 改正(案)

(給水区域)

(水道事業の設置)

第2条 本市水道事業の給水区域は、夕張市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和42年条例第8号)第2条第2項各号に掲げるとおりとする。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 特別計量給水装置 年間使用水量が50,000立方メートルを超える使用者(以下「大口使用者」という。)が使用するもので1戸又は1箇所で専用し、水量を計って供給するもので<u>水道</u>事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が特に認めたもの

(3)・(4) (略)

(給水装置の新設等の申込)

第5条 給水装置を新設、増設、変更又は撤去しようとする者は、あらかじめ<u>管理者</u>に申込み、 その承認を得なければならない。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去に要する費用は、その申込者の負担とする。 ただし、管理者が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。 (工事の施行)

第7条 給水装置の新設、増設、変更、修繕又は撤去の設計及び工事は、<u>管理者</u>又は<u>管理者</u> が指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行することができる。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が設計及び工事を施行する場合は、 あらかじめ<u>管理者</u>の設計審査(使用材料の確認を含む。以下同じ。)を受け、かつ、工事竣工後 直ちに検査を受けなければならない。

3 (略)

4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、管理者が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 <u>管理者</u>は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うために必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取

現 行

口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(工事費の算出方法)

第8条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に市長 が定める。

(工事費の予納)

第9条 給水装置の工事を施行するときは、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。

ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(給水の申込)

第11条 新たに給水装置の使用を開始し、又は閉せん中のものを再開しようとするときは、<u>市長</u>に 申込まなければならない。

(届出)

第12条 給水装置の所有者又は使用者(以下「水道使用者等」という。)は、次の各号の一に該当 するときは、あらかじめ市長 に届出なければならない。

(1)~(3) (略)

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに<u>市長</u>に届出なければならない。 $(1)\sim (4)$ (略)

(量水器の貸与)

第14条 量水器は、水道使用者等に貸与し、保管させる。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、水道使用者等に所有させることができる。

2・3 (略)

(給水装置使用者の管理上の責任)

第16条 給水装置の使用者は、善良な管理者の注意をもつて、水を汚染又は漏水しないよう 給水装置を管理し、異状があるときは直ちに市長 に届出なければならない。

2 (略)

3 <u>市長</u>は、給水装置の改造修繕等の必要があると認めたときは、いつでも工事を施行し、 その費用を負担させるものとする。

4 前2項の場合において、市長 が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を

改 正 (案)

付口から量水器までの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

3 (略)

(工事費の算出方法)

第8条 (略)

2 (略)

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に管理者が定める。

(工事費の予納)

第9条 給水装置の工事を施行するときは、設計により算出した工事費の概算額を予納しなければならない。

ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(給水の申込)

第11条 新たに給水装置の使用を開始し、又は閉せん中のものを再開しようとするときは、<u>管理者</u>に 申込まなければならない。

(届出)

第12条 給水装置の所有者又は使用者(以下「水道使用者等」という。)は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届出なければならない。

(1)~(3) (略)

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに<u>管理者</u>に届出なければならない。 $(1) \sim (4)$ (略)

(量水器の貸与)

第14条 量水器は、水道使用者等に貸与し、保管させる。ただし、<u>管理者</u>が特に必要と認めたときは、水道使用者等に所有させることができる。

2.3 (略)

(給水装置使用者の管理上の責任)

第16条 給水装置の使用者は、善良な管理者の注意をもつて、水を汚染又は漏水しないよう 給水装置を管理し、異状があるときは直ちに管理者に届出なければならない。

2 (略)

3 <u>管理者</u>は、給水装置の改造修繕等の必要があると認めたときは、いつでも工事を施行し、 その費用を負担させるものとする。

4 前2項の場合において、管理者が特に必要と認めたものについては、市においてその費用を

 現 行
 改 正 (案)

 負担することができる。
 負担することができる。

 5 (略)
 5 (略)

第17条 <u>市長</u>は、給水装置の機能又は水質について水道使用者等から請求があつたときは、 検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 (略)

(量水器の使用料)

(給水装置及び水質の検査)

第20条 (略)

2 その他の量水器については、市長 が別にこれを定める。

(使用料の算定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、<u>市長</u>が必要と認めたときは、毎月量水器を計量した水量を もって検針日の属する月分として料金を算定することができる。

4 (略)

(給水量の認定)

第22条 次の各号の一に該当するときは、市長 がその給水量を認定する。

(1)・(2) (略)

(3) その他市長 が必要と認めるとき。

2 (略)

(臨時給水による場合の使用料)

第24条 工事その他の理由により一時的に給水を受けるものは、給水申込の際<u>市長</u>が定める 概算使用料を前納しなければならない。

ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(使用料の納入)

第25条 (略)

2 前項の納期によることができないものについては、その都度市長 が定める。

(使用料、手数料等の軽減又は免除)

第27条 <u>市長</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない使用料、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置及び水質の検査)

第17条 <u>管理者</u>は、給水装置の機能又は水質について水道使用者等から請求があつたときは、 検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 (略)

(量水器の使用料)

第20条 (略)

2 その他の量水器については、管理者が別にこれを定める。

(使用料の算定)

第21条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、<u>管理者</u>が必要と認めたときは、毎月量水器を計量した水量を もって検針日の属する月分として料金を算定することができる。

4 (略)

(給水量の認定)

第22条 次の各号の一に該当するときは、管理者がその給水量を認定する。

(1)・(2) (略)

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

2 (略)

(臨時給水による場合の使用料)

第24条 工事その他の理由により一時的に給水を受けるものは、給水申込の際<u>管理者</u>が定める 概算使用料を前納しなければならない。

ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 (略)

(使用料の納入)

第25条 (略)

2 前項の納期によることができないものについては、その都度管理者が定める。

(使用料、手数料等の軽減又は免除)

第27条 <u>管理者</u>は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によつて納付しなければならない使用料、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

(給水装置の検査等)

第28条 市長 は、水道事業の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道 使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条 市長 は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条 に定める基準に適合していないときは、給水の申込を拒み、又は使用中の給水装置の構造及び 材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することが できる。

2 市長」は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置に係るものでないときは、給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は 当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (給水装置の切り離し)

第30条 市長 は、次の各号の一に該当する場合で水道事業の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(市の青務)

第31条 市長 は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長」は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(停止処分)

第33条 市長 は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対しその事由がやむまで給水を停止することができる。

(1)~(5) (略)

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、市長 が別に定める。

(給水装置の検査等)

第28条 <u>管理者</u>は、水道事業の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道 使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第29条 <u>管理者</u>は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条 に定める基準に適合していないときは、給水の申込を拒み、又は使用中の給水装置の構造及び 材質が同条に定める基準に適合しなくなったときは、適合させるまでの間給水を停止することが できる。

2 <u>管理者</u>は、給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置に係るものでない ときは、給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は 当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 (給水装置の切り離し)

第30条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で水道事業の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) (略)

(市の責務)

第31条 <u>管理者</u>は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 <u>管理者</u>は、貯水槽水道の利用者に対し貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(停止処分)

第33条 <u>管理者</u>は、次の各号の一に該当するときは、水道使用者等に対しその事由がやむまで 給水を停止することができる。

(1)~(5) (略)

(委任)

第35条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

行政常任委員会報告事項

令和5年11月28日 市 民 課

1. 夕張市国民健康保険条例の一部改正について

【資料1】

2. 夕張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の一部改正について

【資料2】

夕張市国民健康保険条例の一部改正について

1. 改正理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の施行に伴い、令和6年1月から出産被保険者の保険料の軽減措置等が実施されることから、必要な条例改正を行うもの。

2. 主な改正内容

- ・産前産後期間相当分の国民健康保険料を減額(所得割額と均等割額)
- ・対象者は、令和5年11月以降に出産予定の国民健康保険被保険者
- ・令和5年度は、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間分のみ軽減 (※産前産後期間…出産予定月の前月から出産予定月の翌々月の4か月)

<制度開始時の保険料の軽減>

令和5年			令和6年				
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
	(出産)						
		(出産)					
			(出産)				
				(出産)			

※軽減の対象となるのは、令和6年1月分以降の保険料(●の付いた月)

3. 施行日

令和6年1月1日

以上

タ張市共同浴場設置条例及び夕張市リフレッシュセンター清陵設置条例の 一部改正について

1. 改正理由

北海道公衆浴場入浴料金の統制額が改定されたことに伴い、これに準じて設定している本市共同浴場等の入浴料金を改定するため、必要な条例改正を行うもの。

2. 北海道公衆浴場入浴料金の統制額

区 分	改定前	改定後
大 人(12歳以上の者)	480円	<u>490円</u>
中 人(6歳以上12歳未満の者)	140円	<u>150円</u>
小 人(6歳未満の者)	70円	<u>80円</u>

3. 改正内容

<現行>

区分	入浴料金	回数券 (6枚綴り)
大 人	480円	2,650円
中 人	140円	800円
小 人	70円	400円

<改正後(案)>

区分	入浴料金	回数券 (6枚綴り)	
大 人	490円	<u>2,750円</u>	
中 人	150円	850円	
小 人	80円	<u>450円</u>	

4. 対象施設

- 宮前町浴場
- 真谷地浴場
- ・夕張市リフレッシュセンター清陵

5. 施行日

令和6年4月1日

以上

行政常任委員会報告事項

令和5年11月28日 生 活 福 祉 課

1.「夕張市シルバー専用住宅」の廃止について・・・・・・ 資料1

「夕張市シルバー専用住宅」の廃止について

○制度

老人の福祉の向上並びに住宅の困窮緩和と生活の安定を図るため設置。(条例) 清水沢清陵町に3棟(43戸)設置。

〇経過

昭和49年 市営住宅(改良住宅)として建設(49年経過)

昭和61年 シルバー専用住宅運用(開始から37年経過)

令和5年10月末 最後の入居者が転居(入居者0名)

〇廃止の理由

介護保険制度開始に伴う居宅介護サービスの充実などの社会的環境が整ったことなどにより、平成22年度の新規入居を最後に、入居者の減少が続き、本年10月末に最後の入居者が退去したことにより廃止。

行政常任委員会報告事項

令和5年11月28日

財 政 課

1 財政再生計画の変更について

【資料1】

2 令和5年度補正予算について(補正予算調書)

【資料2】

夕張市財政再生計画変更予定事項(令和5年度第4次(12月)変更)

【基本的な考え方】

- 今回の財政再生計画の変更は、令和5年度第3次(9月)変更以降に生じた新たな課題に対応するものである。
- 計画変更後の歳入・歳出増減額は、591,324千円となる。
- 変更に伴い必要となる財源については、国道支出金や幸福の黄色いハンカチ基金繰入金の特定財源を活用するほか、一般財源は、財政調整基金繰入金及び繰越金で対応するため、再生計画期間の変更はない。
- 1. 歳出関係 <歳出総額 591,324千円>

(単位:千円)

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	市外線デマンド交 通アンケート調査	来年4月の本格運行に向け、10月に開始した市外線デマンド交通の実証実験における課題や改善点などを洗い出すため、利用者アンケート調査に係る経費を計上するもの。	132	○物件費 132千円 【内訳】 デマンド交通アンケート調査 ・消耗品費(封筒) 12,100円(13千円) ・通信運搬費 118,800円(119千円)	○全額一般財源
	タクシー乗車代金 補助	滝ノ上地区で導入しているタクシー乗車代金補助制度について、利用者数や利用回数の増加により、不足が見込まれる事業者への運行補助に係る経費を増額するもの。	384	○補助費等 384千円 【積算】 タクシー乗車代金補助制度補助金 ・予算現額 1,653千円 (A) ・実施見込額 2,037千円 (B) (B) - (A) = 384千円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハ ンカチ基金繰入 金)
3	路線バス車両音声 合成等機器改修費 負担金	公共交通の利便性向上を図るため、都市間高速バス停留所の増設等を 運行会社に沿線自治体1市2町で依頼したことに伴い、車両機器の改修費 用等を協調補助として同社へ負担するための経費を計上するもの。	54	○補助費等 54千円 【積算】 音声合成等機器改修費用 158,620円 内、夕張市負担分 53,310円 (南幌町負担分53,310円、栗山町負担分52,000円)	○全額一般財源
4		物価高騰等の影響を受ける中、消費需要の下支えや地域経済活性化を図り、生活者や事業者に対し幅広く支援するため、30%のプレミアム付き商品券発行に必要な経費を計上するもの。	40, 000	○補助費等 40,000千円 【積算】 ・プレミアム分(プレミアム率30%) 30,000千円 ・事務経費 10,000千円	○全額一般財源※
5	新規就農者育成対 策	農業従事者が減少する中、次世代を担う農業者を育成、確保するため、新規就農者の農業経営支援に係る経費を計上するもの。	2, 250	○補助費等 2,250千円 【積算】 農業経営支援金 ・125,000円/月×1.5×12ヶ月分=2,250,000円	○道支出金2,250 千円(新規就農者 育成対策費補助 金)

資料1-1

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
6	市営住宅管理業務	指定管理者への委託料のうち、住宅修繕費用が物価上昇や労務単価上 昇に伴い不足する見込みであることから、所要額を追加計上するもの。	2, 937	 ○物件費 2,937千円 【積算】 市営住宅管理業務委託料 ・予算現額 98,276千円 (A) ・実施見込額 101,213千円 (B) (B) - (A) = 2,937千円 	○全額一般財源
7	教師用教科書及び 指導書更新	教科指導等の円滑な実施と教師の指導力向上のため、令和6年度の教 科書改訂に向けた事前の準備が必要であることから、教師用教科書及び 指導書の購入経費を計上するもの。	2, 818	○物件費 2,818千円 【内訳】 ・教科書 30,473円 ・指導書 2,575,430円 ・英語デジタル教科書用指導書 211,200円	○全額一般財源
8	小学校エアコン設 置	今夏の猛暑を受け、教育活動にも支障を来す中、児童の健康保持と適切な学習環境を確保するため、確実な暑さ対策としてエアコン設置に係る経費を計上するもの。	57, 135	○普通建設事業費 57,135千円【内訳】・エアコン設置工事 51,940,416円・消費税 5,194,042円	○全額特定財源 (幸福の黄色いハンカチ基金繰入金)
ç	中学校スポットエ アコン設置	今夏の猛暑を受け、教育活動にも支障を来す中、生徒の健康保持と適切な学習環境を確保するため、暑さ対策としてスポットエアコン設置に係る経費を計上するもの。	627	○物件費 627千円 【積算】 スポットエアコン購入費 ・57,000円/台×10台×消費税10%=627,000円	○国庫支出金313 千円 ○一般財源314千 円
10	小学校維持管理 (除雪費)	冬期間において学校を適切に維持管理するため、燃料費高騰及び労務 単価上昇に伴い、不足が見込まれる除雪に係る経費を増額するもの。	53	〇維持補修費 53千円 積算】 小学校除雪委託料 ・予算現額 594千円(A) ・実施見込額 647千円(B) (B) - (A) = 53千円	○全額一般財源
11	中学校維持管理 (除雪費)	冬期間において学校を適切に維持管理するため、燃料費高騰及び労務 単価上昇に伴い、不足が見込まれる除雪に係る経費を増額するもの。	84	O維持補修費 84千円 積算】 中学校除雪委託料 ・予算現額 651千円(A) ・実施見込額 735千円(B) (B) - (A) = 84千円	○全額一般財源
12	令和5年人事院勧 告に伴う人件費の 増額	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改 定に準じた、市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するもの。	16, 583	〇人件費 16,583千円 【内訳】 ・給料 7,127千円 ・職員手当 8,018千円 ・共済費 1,438千円	○全額一般財源

No.	事業名	概要	並位: 千円) 変更額	算出根拠	財源
13	令和5年人事院勧 告に伴う人件費の 増額(会計年度任 用職員)	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改 定に準じた、市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するもの。	369	〇人件費 369千円 【内訳】 ・職員手当 303千円 ・共済費 66千円	○国庫支出金17千 円 ○一般財源352千 円
14	庁舎電話交換機室 内エアコン更新	電話交換機室内エアコンの故障に伴い、室内に保管する総合行政ネットワークサーバ等を適切な環境で管理する必要があることから、エアコンの更新経費を計上するもの。	417	〇維持補修費 417千円【内訳】・ルームエアコン費用 150,000円・設置費、諸経費等 229,000円・消費税 37,900円	○全額一般財源
15	旧職員住宅修繕	農業振興を図るうえで、外国人実習生を適切かつ持続的に確保することは重要な対策の一つであることから、現在、外国人実習生等の受入れ住宅として農協へ貸与している旧職員住宅の修繕経費を計上するもの。	2,704	〇維持補修費 2,704千円 【内訳】 ・屋根工事一式 2,458,000円 ・消費税 245,800円	○全額一般財源
16	共同浴場管理(修 繕料)	施設の経年劣化等に起因するボイラーの故障などに対応し、浴場を安定して維持できるよう、不足が見込まれる浴場管理に係る修繕費を増額するもの。	390	〇維持補修費 390千円 (積算】 共同浴場修繕料 ・予算現額 3,792千円 (A) ・実施見込額 4,182千円 (B) (B) - (A) = 390千円	○全額一般財源
17	養育医療費等国庫 負担金還付	未熟児養育医療費等に係る令和4年度国庫負担金について、精算の結果、超過受入れとなっていることから、返還に係る経費を計上するもの。	49	○補助費等 49千円 【積算】 養育医療費等国庫負担金返還額 ・既受入済額 49,000円(A) ・精算額 0円(B) (A) - (B) = 49,000円	○全額一般財源
18	新型コロナウイル スワクチン接種	秋以降における新型コロナウイルスワクチン接種体制を確保するほか、未使用ワクチン等の廃棄に必要な経費を計上するもの。	1,687	〇物件費、補助費等 1,687千円 【内訳】 ・ワクチン物品廃棄処分委託料 48,840円 ・個別接種促進補助金 1,638,000円 ※物件費49千円、補助費等1,638千円	○国庫支出金 1,687千円(ワク チン接種体制確保 事業費補助金)
19	出産・子育で応援 事業	今年度実施している出産・育児等に係る伴走型相談支援の更なる充 実・拡充を図るため、新たに任用する会計年度任用職員人件費を計上す るもの。	1, 385	〇人件費 1,385千円 【内訳】 会計年度任用職員人件費 (2名分) ・給料 1,133千円 ・職員手当等 70千円 ・共済費 182千円	○国庫支出金692 千円 ○道支出金346千 円 ○一般財源347千

No.	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
20	市立診療所負担金	市が負担すべき光熱水費が、重油代の高騰や入院患者数の増加に伴い、当初見込みを大幅に超過するため、所要額を追加計上するもの。	12, 996	○補助費等 12,996千円 【積算】 市立診療所負担金 ・予算現額 10,000千円 (A) ・実施見込額 22,996千円 (B) (B) - (A) = 12,996千円	○全額一般財源
21	障害者移動介護委 託	屋外での移動が困難な障害者の自立生活や社会参加を後押しするための移動支援に係る経費が、利用者数や利用時間の増加に伴い不足が見込まれることから増額するもの。	497	〇物件費 497千円 (積算】 障害者移動介護委託料 ・予算現額 362千円 (A) ・実施見込額 859千円 (B) (B) - (A) = 497千円	○国庫支出金249 千円 ○道支出金124千 円 ○一般財源124千 円
22	障害者福祉システ ム改修	令和6年度からの障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障害者福祉システムの改修が必要となったため、所要の経費を計上するもの。	275	○物件費 275千円 【内訳】 ・障害者福祉システム改修費 250,000円 ・消費税 25,000円	○国庫支出金137 千円 ○一般財源138千 円
23	学童クラブエアコ ン設置	今夏の猛暑を受け、放課後活動にも支障を来す中、児童の健康保持と 適切な遊び・生活の場を確保するため、確実な暑さ対策としてエアコン 設置に係る経費を計上するもの。	2, 113	〇普通建設事業費 2,113千円 【内訳】 エアコン設置等工事 ・若菜学童 573,100円 ・清水沢学童 1,539,542円	○国庫支出金191 千円 ○道支出金191千 円 ○その他(幸福の 黄色いハンカチ基 金繰入金)1,731 千円
24	生活扶助等給付費	生活保護基準の改正や転居に伴う経費の増加のほか、コロナ禍が明けた医療機関への受診機会の増加に伴い、不足が見込まれる被保護者への給付費を増額するもの。	21, 116	○扶助費 21,116千円 【内訳】 ・生活扶助給付費 3,697,000円 ・医療費扶助給付費 17,419,000円	○国庫支出金 15,837千円 ○一般財源5,279 千円
25	低所得世帯支援給 付金支給事業	昨今の物価上昇等により、特に影響を受けている低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯へ1世帯当たり7万円を給付するもの。	142, 843	○人件費、物件費、扶助費 142,843千円 【内訳】 ・給付費分(70千円×2,000世帯) 140,000千円(A) ・事務費 2,843千円(B) (A)+(B) = 142,843千円 ※人件費657千円、物件費2,186千円、扶助費140,000千円	○全額一般財源※

No	事業名	概要	¥位 : 千円) 変更額	算出根拠	財源
26	小砂金の沢ズリ山	排水施設が機能不全となった場合、付近の民家等にも甚大な被害を及ぼす可能性が高いことから、老朽化著しい排水施設の補修工事を実施するため、その設計に係る経費を計上するもの。	2, 464	〇物件費 2,464千円	○全額一般財源
27	財政調整基金積立	令和4年度決算により生じた剰余金の一部について、条例に基づき財 政調整基金に積立てを行うもの。	163, 599	 ○積立金 163,599千円 【積算】 ・令和4年度繰越金327,198千円 上記の1/2を財政調整基金に積立 327,198千円 × 1/2 = 163,599千円 	○全額一般財源
28	減債基金積立	令和4年度決算により生じた剰余金の一部について、今後の地方債償還に備えるため、減債基金に積立てを行うもの。	109, 875	 ○積立金 109,875千円 【積算】 ・令和4年度繰越金327,198千円 ① 上記の1/2を財政調整基金に積立 163,599千円 ② 今回繰越金変更額327,197千円から①を差し引いた残額163,598千円 ③ ②から本計画変更における一般財源所要額53,723千円を差し引いた残額を減債基金に積立163,598千円 - 53,723千円 = 109,875千円 	○全額一般財源
29	国民健康保険事業会計繰出	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するため、一般会計からの繰出金を増額するもの。	439	 ○繰出金 439千円 【積算】 ・予算現額 103,822千円 (A) ・実施見込額 104,261千円 (B) (B) - (A) = 439千円 ※国民健康保険事業会計補正 人件費454千円 	○全額一般財源
30	介護保険事業会計繰出	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するため、一般会計からの繰出金を増額するもの。	2, 205	 ○繰出金 2,205千円 【積算】 ・予算現額 310,611千円 (A) ・実施見込額 312,816千円 (B) (B) - (A) = 2,205千円 ※介護保険事業会計補正 人件費2,346千円 	○全額一般財源
31	後期高齢者医療事業会計繰出	人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改定に準じた、市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するため、一般会計からの繰出金を増額するもの。	63	 ○繰出金 63千円 【積算】 ・予算現額 78,246千円 (A) ・実施見込額 78,309千円 (B) (B) - (A) = 63千円 ※後期高齢者医療事業会計補正 人件費63千円 	○全額一般財源

No	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
3		人事院勧告による国家公務員の給料表及び期末勤勉手当支給月数の改 定に準じた、市職員給与条例の改定に伴い人件費を増額するため、一般 会計からの繰出金を増額するもの。	237	 ○繰出金 237千円 【積算】 ・予算現額 151,996千円 (A) ・実施見込額 152,233千円 (B) (B) - (A) = 237千円 ※公共下水道事業会計補正 人件費237千円 	○全額一般財源
3	3 一般会計予備費	今後の予測不能な緊急の財政需要に備え、9月の大雨の影響により実施した、沼ノ沢地区内の市道の路肩崩落に係る修繕費相当額を増額するもの。		〇予備費 2,544千円 【内訳】 ・市道夕張滝ノ上沼ノ沢3部地内路肩崩落修繕 2,544千円	○全額一般財源
		合 計	591, 324		

2. 歳入関係 <歳入総額 591,324円>

No	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
1	生活保護費負担金	生活保護法に基づく生活扶助給付費及び医療扶助給付費に係る国庫負担 金(3/4)	15, 837	○生活保護費負担金 15,837千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 15,837千円 事業費21,116,000円×3/4	○国庫支出金
2	地域生活支援事業 費補助金(国庫支 出金)	地域生活支援事業における障がい者移動支援経費に係る国庫補助金 (1/2)	249	○地域生活支援事業費補助金(国庫支出金)249千円 【積算】・国庫補助金見込額 249千円 事業費497,000円×1/2	○国庫支出金
3	障害者自立支援給 付支払等システム 事業費補助金	障害者自立支援事業における障がい者福祉システム改修経費に係る国庫 支出金 (1/2)	137	○障害者自立支援給付支払等システム事業費補助金 137千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 137千円 事業費275,000円×1/2	○国庫支出金
4	子ども・子育て支 援交付金 (国庫支 出金)	放課後児童健全育成事業における若菜学童クラブのエアコン設置に係る 国庫支出金 (1/3)	191	〇子ども・子育て支援交付金(国庫支出金)191千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 191千円 事業費573,100円×1/3	○国庫支出金
5	ワクチン接種体制 確保事業費補助金	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種体制確保事業に係る国庫補助金 (10/10)	1, 704	○ ワクチン接種体制確保事業費補助金 1,704千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 1,704千円 ワクチン接種事業費 1,687,000円 会計年度任用職員人件費増額 17,000 合計 1,704,000×10/10	○国庫支出金
6	出産・子育て応援 交付金 (国庫支出 金)	伴走型相談支援をはじめとした出産・子育て応援事業に係る国庫補助金 (1/2)	692	〇出産・子育で応援交付金(国庫支出金)692千円 【積算】 ・国庫補助金見込額 692千円 事業費1,385,000円×1/2	○国庫支出金
7	学校保健特別対策 事業費補助金	中学校におけるスポットエアコン設置に係る国庫支出金(1/2)	313	○学校保健特別対策事業費補助金 313千円【積算】・国庫補助金見込額 313千円事業費627,000円×1/2	○国庫支出金

No	事業名	概要	変更額	算出根拠	財源
8	地域生活支援事業 費補助金(道支出金)	地域生活支援事業における障害者移動支援経費に係る道支出金(1/4)	124	〇地域生活支援事業費補助金(道支出金)124千円 【積算】 ・道費補助金見込額 124千円 事業費497,000円×1/4	○道支出金
9	子ども・子育て支 援交付金 (道支出 金)	放課後児童健全育成事業における学童クラブエアコン設置に係る道支出 金 (1/3)	191	〇子ども・子育て支援交付金(道支出金)191千円 【積算】 ・道費補助金見込額 191千円 事業費573,100円×1/3	○道支出金
10	出産・子育て応援) 交付金(道支出 金)	伴走型相談支援をはじめとした出産・子育て応援事業に係る道支出金 (1/4)	346	〇出産・子育て応援交付金(道支出金)346千円 【積算】 ・道費補助金見込額 346千円 事業費1,385,000円×1/4	○道支出金
11	新規就農者育成対策費補助金	新規就農者育成総合対策として実施する新規就農者への経営支援に係る 道支出金(10/10)	2, 250	 ○新規就農者育成対策費補助金 2,250千円 【積算】 ・道費補助金見込額 2,250千円 事業費2,250,000円×10/10 	○道支出金
12	,幸福の黄色いハン カチ基金繰入金	幸福の黄色いハンカチ基金助成事業やその他の事業に充当するため、本基金から繰入金を増額するもの。	59, 250	○幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 59,250千円【内訳】・交通問題対策 (タクシー乗車代金補助) 384千円・学童クラブエアコン設置 1,731千円・小学校エアコン設置 57,135千円	○繰入金(幸福の 黄色いハンカチ基 金繰入金)
13	線越金	令和4年度決算において剰余金が生じたことから計上するもの。	327, 197	○繰越金 327,197千円【積算】・令和4年度決算剰余金 327,198千円 - 1千円※※当初予算計上分であるため差し引く	○一般財源
14	財政調整基金繰入金	本計画変更に係る必要な事業を実施するため、一般財源を措置しなければならない事業額が増額となったため、財源となる本繰入金について増額するもの。	182, 843	○財政調整基金繰入金 182,843千円	〇一般財源
		合計	591, 324		

資料1-2

財政再生計画変更の概要(令和5年12月)

第1 再生判断比率が財政再生基準以上となった要因の分析 : 変更前に同じ

第2 計画期間 : 変更前に同じ

第3 財政再生の基本方針: 変更前に同じ

第4 財政の再生に必要な計画及び歳入又は歳出の増減額 : 変更前に同じ

第5 歳入歳出年次総合計画

1 一般会計等の実質収支

(1)一般会計: 令和4年度~令和5年度を次のとおり変更

(1)一般会計 : 令和4年度~令和5年度を次のとおり変更											T			
	\		年	度				令和	4年度(第14年	F 度)				計画増減内訳
	分		<u></u>	/	3	現在計画 (A)		変	更後計画 (E	3)	計画	「増減 (B)-	(A)	
				入	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳入()内は一般財源
地		方		税	809,580	809,580	15,367	870,855	870,855	△ 29,794	61,275	61,275	△ 45,161	
地	方	譲	与	税	46,644	46,644	△ 4,411	63,204	63,204	5,613	16,560	16,560	10,024	
地	方	交	付	税	4,970,717	4,970,717	259,427	5,276,853	5,276,853	△ 29,280	306,136	306,136	△ 288,707	
国	都道	魚 府 県	支出	金	3,358,316	246,157	113,372	3,220,606	309,831	119,985	△ 137,710	63,674	6,613	
繰		入		金	1,142,582	562,061	△ 132,178	530,750	43,777	△ 224,379	△ 611,832	△ 518,284	△ 92,201	令和4年度実施状況のとおり
地		方		債	1,469,409	42,609	△ 120,504	1,410,709	42,609	△ 120,504	△ 58,700	0	0	
うち	5 再	生振	替 特 例	亅債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
そ		の		他	1,875,169	964,450	337,606	1,857,804	1,029,388	398,410	△ 17,365	64,938	60,804	
		入		計	13,672,417	7,642,218	468,679	13,230,781	7,636,517	120,051	△ 441,636	△ 5,701	△ 348,628	
				出	歳出額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳出額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳出額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳 出 ()内は一般財源
人		件		費	1,302,757	1,145,292	△ 83,016	1,114,918	1,005,935	△ 146,610	△ 187,839	△ 139,357	△ 63,594	
物		件		費	1,458,961	724,074	57,994	1,309,591	643,821	44,408	△ 149,370	△ 80,253	△ 13,586	
維	持	補	修	費	369,559	247,793	32,302	346,748	234,130	40,368	△ 22,811	△ 13,663	8,066	
扶		助		費	1,664,696	434,327	9,347	1,441,464	370,431	12,262	△ 223,232	△ 63,896	2,915	
建	設	事	業	費	2,767,512	39,568	△ 29,720	2,777,745	124,911	36,681	10,233	85,343	66,401	
(1)	普让	通建 部	と事業	費	2,763,465	39,411	△ 28,717	2,773,752	121,759	33,529	10,287	82,348	62,246	令和4年度実施状況のとおり
(2)	災害	害 復 IE	事業	費	4,047	157	△ 1,003	3,993	3,152	3,152	△ 54	2,995	4,155	
公		債		費	3,513,106	3,222,664	△ 23,402	3,511,620	3,236,174	△ 7,261	△ 1,486	13,510	16,141	
うち	5 再	生振	替特 例	亅債	2,558,450	2,529,234	5,891	2,558,450	2,529,234	5,892	0	0	1	
繰		出		金	831,814	729,835	△ 18,692	757,597	652,604	△ 49,254	△ 74,217	△ 77,231	△ 30,562	
そ		の		他	1,764,012	1,098,665	523,866	1,640,217	1,037,630	510,815	△ 123,795	△ 61,035	△ 13,051	
		出		計	13,672,417	7,642,218	468,679	12,899,900	7,305,636	441,409	△ 772,517	△ 336,582	△ 27,270	
入歳	出差	引額	((A)	0	0	0	330,881	330,881	△ 321,358	330,881	330,881	△ 321,358	
年度~	へ繰り	越すべ	き財源	(B)	0			3,683			3,683			
		収 3)	支 (額 C)	0			327,198			327,198			
					0			0			0			
	地 地 国 繰 地 う そ	 地 地 国 繰 地 う そ 人 物 維 扶 建 (1) (2) 公 う 繰 そ 歳 度)の方 方 道 古 本 の	地地 地地 地地 国標準 大 <	分 地地地類 方方 方方 道 中 方方 道 中 子方 基 中 子方 基 中 子子 上 上 子子	分 人税税 大規 大規 大力 大規 大力 大規 大力 大力 大力 大力 <th>大 歳 入 額</th> <th>大</th> <th>大 現在計画 (A) 現在計画 (A)</th> <th> 現在計画 (A) 要数</th> <th> 現在計画 (A) 変更後計画 (E</th> <th> 現在計画 (A) 変更後計画 (B) 次数 表別 表別 表別 表別 表別 表別 表別 表</th> <th> 現在計画 (A) 東東統計画 (B) 計画</th> <th> 現在計画 (A) 変更検計画 (B) 計画構練 (B)</th> <th> 現在計画 (A) 要更後計画 (E) 計画地域 (B) - (A)</th>	大 歳 入 額	大	大 現在計画 (A) 現在計画 (A)	現在計画 (A) 要数	現在計画 (A) 変更後計画 (E	現在計画 (A) 変更後計画 (B) 次数 表別 表別 表別 表別 表別 表別 表別 表	現在計画 (A) 東東統計画 (B) 計画	現在計画 (A) 変更検計画 (B) 計画構練 (B)	現在計画 (A) 要更後計画 (E) 計画地域 (B) - (A)

年 度															
区	:	分		\	_	3	現在計画 (A)		変	更後計画 (E	3)	計画	□増減 (B)−	(A)	計画増減内訳
歳					入	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳入額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳 入 ()内は一般財源
1	地		方		税	912,631	912,631	103,051	912,631	912,631	41,776		0	△ 61,275	
2	地	方	譲	与	税	42,678	42,678	△ 3,966	42,678	42,678	△ 20,526	0	0	△ 16,560	
3	地	方	交	付	税	4,966,792	4,966,792	△ 3,925	4,966,792	4,966,792	△ 310,061	0	0	△ 306,136	
4	国	都 道	直府 県	・支・	出 金	1,927,184	11,271	△ 234,886	1,949,218	11,271	△ 298,560	22,034	0	△ 63,674	生活保護費負担金【国】15,837(0) 地域生活支援事業費補助金(国庫支出金)【国】 249(0) 障害者自立支援給付支払等システム事業費補助 金【国】137(0) ラグラン接種体制確保事業費補助金【国】1,704 (0) 出産・子育で応援交付金(国庫支出金)【国】692 (0) 学校保健特別対策事業費補助金【国】313(0) 地域生活支援事業費補助金【国】313(0) 地域生活支援事業費補助金【直】1,704 (0) 子ども・子育で応援交付金(道支出金)【道】191 (0) 子ども・子育で応援交付金(道支出金)【道】191 (0) 新規就農者育成対策費補助金【道】2,250(0)
5	繰		入		金	1,602,707	978,909	416,848	1,844,800	1,161,752	1,117,975	242,093	182,843	701,127	幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 59,250(0) 財政調整基金繰入金 182,843(182,843)
6	地		方		債	1,086,100	26,000	Δ 16,609	1,086,100	26,000	△ 16,609	0	0	0	
	うす	ち再	生振	替特	例 債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
7	そ		の		他	869,865	379,714	△ 584,736	1,197,062	706,911	△ 322,477	327,197	327,197	262,259	繰越金 327,197(327,197)
歳	_		入		計	11,407,957	7,317,995	△ 324,223		7,828,035	191,518	,	510,040	,	
歳					出	歳 出 額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳出額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳出額	一般財源	一般財源の前年 度 対 比 増 減 額	歳出()内は一般財源
1	人		件		費	1,315,833	1,156,856	11,564	1,334,827	1,174,795	168,860	18,994	17,939	157,296	令和5年人事院勧告に伴う人件費の増額 16,583 (16,583) 令和5年人事院勧告に伴う人件費の増額(会計年 度任用職員) 369(352) 出産・子育て応援事業 1,385(347) 低所得世帯支援給付金給付事業 657(657)
2	物		件		費	1,687,346	1,019,259	295,185	1,699,331	1,030,372	386,551	11,985	11,113	91,366	小砂金の沢ズリ山排水施設補修実施設計委託 2,464(2,464) 障害者移動介護委託 497(124) 障害者福祉システム改修 275(138) 市外線デマンド交通アンケート調査 132(132) 新型コロナウイルスワクチン接種 49(0) 市営住宅管理業務 2,937(2,937) 教師用教科書及び指導書更新 2,818(2,818) 中学校スポットエアコン設置 627(314) 低所得世帯支援給付金給付事業 2,186(2,186)
3	維	持	補	修	費	316,761	235,684	△ 12,109	320,409	239,332	5,202	3,648	3,648	17,311	庁舎電話交換機室内エアコン更新 417(417) 旧職員住宅修繕 2,704(2,704) 共同浴場管理(修繕料) 390(390) 小学校維持管理(除雪費) 53(53) 中学校維持管理(除雪費) 84(84)
4	扶		助		費	1,499,138	477,098	42,771	1,660,254	622,377	251,946	161,116	145,279	209,175	生活扶助等給付費 21,116(5,279) 低所得世帯支援給付金給付事業 140,000 (140,000)
5	建	設	事	業	費	1,549,750	50,618	11,050	1,608,998	50,618	△ 74,293	59,248	0	△ 85,343	
	(1)	普遍	通 建 i	ひ事:	業費	1,549,750	50,618	11,207	1,608,998	50,618	△ 71,141	59,248	0	△ 82,348	学童クラブエアコン設置 2,113(0) 小学校エアコン設置 57,135(0)
	(2)	災害	害 復 Ⅱ	3事	業 費	0	0	△ 157	0	0	△ 3,152	0	0	△ 2,995	
6	公		債		費	3,470,369	3,224,209	1,545	3,470,369	3,224,209	△ 11,965	0	0	△ 13,510	
	うり	ち再	生振	替特	例 債	2,558,450	2,535,215	5,981	2,558,450	2,535,215	5,981	0	0	0	
7	繰		出		金	819,403	713,460	△ 16,375	822,347	716,404	63,800	2,944	2,944	80,175	国民健康保険事業会計繰出 439(439) 介護保険事業会計繰出 2.205(2,205) 後期高齢者医療事業会計繰出 63(63) 下水道事業会計繰出 237(237)
8	<i>₹</i>		Ø		他	749,357	440,811	△ 657,854	1,082,746	769,928	△ 267,702	333,389	329,117	,	【補助費等】 タクシー乗車代金補助 384(0) 路線バス車両音声合成等機器改修費負担金 54 (54) 新型コロナウイルスワクチン接種 1,638(0) 市立診療所負担金 12,996(12,996) 新規就農者育成対策 2,250(0) 養育医療費等国庫負担金還付 49(49) 夕張市プレミアムチケット販売補助 40,000 (40,000) 【積立金】 財政調整基金積立 163,599(163,599) 減債基金積立 109,875(109,875) 【予備費】 一般会計予備費 2,544(2,544)
歳			出		計	11,407,957	7,317,995	△ 324,223	11,999,281	7,828,035	522,399	591,324	510,040	846,622	
歳	入歳	出差	引額		(A)	0	0	0	0	0	△ 330,881	0	0	△ 330,881	
			越すべ			0			0			0			
実 (A		質 −(E		支	額 (C)	0			0			0			
(0)	のう	ち地ブ	5自治:		3条の 入額				0			0			

(3)一般会計等の実質収支 : 令和4年度のみ変更

(単位:千円)

		年	度			令和4年度	(第14年度)		
区	分			現在計画	(A)	変更後計	·画(B)	計画増減	(B)-(A)
歳	入歳出差引額		(A)		0		330,881		330,881
翌年	手度へ繰越すべ	き財源	(B)		0		3,683		3,683
実(A	質 収 、)—(B)	支	額 (C)		0		327,198		327,198
	のうち地方自治法規定による基				0		0		0
実	質赤字比	率(%)		0.00		0.00		0.00
	参考 再生振替特例債 かった場合の実施	を発行 質赤字	うしな : :比率		206.98		187.76		△ 19.22

【参考】参考欄算出内訳

再生振替特例債の年度末残高	9,896,868	9,896,868	0
再生振替特例債償還に係る 減債基金積立金残高	520,138	825,774	305,636
標準財政規模	4,530,339	4,831,237	300,898

2 連結実質収支 : 令和4年度のみ変更

年 度		令和4年度 (第14年度)	
区分	現在計画(A)	変更後計画(B)	計画増減 (B)-(A)
(1) 一般会計等の実質収支(A)	0	△ 327,198	△ 327,198
(2) (1)及び(3)以外の特別 会計の実質赤字額 (B)	0	0	0
国民健康保険事業会計		0	
実質赤字額	0	0	0
(3) 公営企業会計の資金不足額(C)	0	△ 397,134	△ 397,134
水道事業会計(法適用企 業)		0	
資金不足額	0	△ 397,134	△ 397,134
下水道事業会計(法非適用企業)		0	
資金不足額	0	0	0
(4) (1)及び(3)以外の特別 会計の実質黒字額 (D)	0	99,281	99,281
老人保健医療事業会計	0	0	0
介護保険事業会計	0	97,376	97,376
後期高齢者医療事業会計	0	1,905	1,905
(5) 公営企業会計の資金剰余額 (E)	0	0	0
市場事業会計	0	0	0
連 結 実 質 赤 字 額 (A+B+C)-(D+E) (F)	0	△ 823,613	Δ 823,613
標準財政規模 (G)	4,530,339	4,831,237	300,898
連結実質赤字比率 F/G (%)	0.00	0.00	0.00

3 実質公債費比率 : 令和4年度のみ変更

(単位:千円)

年 度		令和4年度 (第14年度)	
区分	現在計画(A)	変更後計画(B)	計画増減 (B)-(A)
(1) 地方債の元利償還金	3,513,105	3,511,619	△ 1,486
(2) 準元利償還金	250,551	289,600	39,049
(3) 元利償還金又は準元利償還 金に充てられる特定財源	313,345	261,198	△ 52,147
(4) 算入公債費及び算入準公債 費の額	729,061	703,316	△ 25,745
(5)標準財政規模	4,530,339	4,831,237	300,898
			(単位:%)
(6) 実質公債費比率(単年度)	71.6	68.7	△ 2.9

71.7

4 将来負担比率 : 令和4年度のみ変更

(7) 実質公債費比率 (3か年の平均)

(単位:千円)

△ 4.3

67.4

			(単位:千円)
年 度		令和4年度 (第14年度)	
区分	現在計画(A)	変更後計画(B)	計画増減 (B)-(A)
(1) 一般会計等に係る地方債の 現在高	22,719,350	22,913,702	194,352
(2) 債務負担行為に基づく支出 予定額	0	0	C
(3) 一般会計等以外の特別会計 に係る地方債の償還に充てる ための一般会計等からの繰入 れ見込額	824,790	1,878,019	1,053,229
(4) 組合又は地方開発事業団が 起こした地方債の償還に係る 地方公共団体の負担見込額	0	0	0
(5) 退職手当支給予定額に係る 一般会計等負担見込額	1,140,336	993,654	Δ 146,682
(6) 設立法人の負債の額等に係 る一般会計等負担見込額	0	0	0
(7) 連結実質赤字額	0	0	O
(8) 組合等の連結実質赤字額に 係る一般会計等負担見込額	0	0	С
(9) 地方債の償還額等に充当可 能な基金の残高の合計額	5,654,591	7,820,135	2,165,544
(10) 地方債の償還額等に充当可 能な特定の歳入	2,449,174	1,884,117	△ 565,057
(11) 地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込まれる額	4,669,186	6,968,190	2,299,004
(12) 標準財政規模	4,530,339	4,831,237	300,898
(13) 算入公債費及び算入準公 債費の額	729,061	703,316	△ 25,745
			(単位:%)

第6 再生振替特例債の各年度ごとの償還額 : 変更前に同じ

第7 各年度ごとの健全化判断比率の見通し : 令和4年度のみ変更

(単位:%)

年 度		令和4年度 (第14年度)	
健全化判断比率	現在計画(A)	変更後計画(B)	計画増減 (B)-(A)
実質赤字比率	0.00	0.00	0.00
关貝亦于几平	(15.00)	(15.00)	
連結実質赤字比率	0.00	0.00	0.00
建和关員亦于几举	(20.00)	(20.00)	
実質公債費比率	71.7	67.4	△ 4.3
关其公頂負比平	(25.0)	(25.0)	
将来負担比率	313.3	220.7	△ 92.6
何不其但此平	(350.0)	(350.0)	

第8 その他財政の再生に必要な事項 : 変更前に同じ

令和5年度 各会計

補 正 予 算 調 書

(水道事業会計を除く)

※ 現時点において、財政再生計画変更に向けて、国及び道と調整を図っているもの。 調整未了につき、今後、内容に変更を生じる場合があることに留意願います。

《一般会計》

繰 越 明 許 費 補 正

款	項	事	業	名	金	額
0 2 総務費	01 総務管理費	市庁舎整備事業				5,536 千円
03 民生費	02 児童福祉費	公立学童保育所過	重営			924 千円
06 商工費	01 商工費	プレミアム付商品	品券事業			40,000 千円
07 土木費	02 道路橋りょう費	橋梁長寿命化計画	画事業(橋梁点検・	補修)		130, 196 千円
0 9 教育費	02 小学校費	校舎エアコン整備	带			34, 281 千円
0 9 教育費	04 社会教育費	模擬坑道復旧				297, 774 千円
	合	□	-			508,711 千円

《一般会計》

___〈 款 別 総 括 〉 (単位:千円)

番号	款		名	金額		財 源	内 訳		摘 要
留 勺	水		泊	並 領	国道支出金	地方債	その他	一般財源	
1	議	会	費	295	0	0	0	295	
2	総	務	費	279, 039	0	0	0	279, 039	
3	民	生	費	183, 687	16, 729	0	2, 115	164, 843	
4	衛	生	費	14, 724	2, 742	0	0	11, 982	
5	農	林 業	費	2, 637	2, 250	0	0	387	
6	商	工	費	41, 460	0	0	0	41, 460	
7	土	木	費	3, 114	0	0	0	3, 114	
8	消	防	費	2, 454	0	0	0	2, 454	
9	教	育	費	61, 321	313	0	57, 135	3, 873	
10	諸	支 出	金	49	0	0	0	49	
11	予	備	費	2, 544	0	0	0	2, 544	
	合	計		591, 324	22, 034	0	59, 250	510, 040	一般財源:財政調整基金繰入金、繰越金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予 算 総 額 11,407,957

591, 324 11, 999, 281

《一般会計》

<u>〈事</u>項別明細の補正〉 (単位:千円)

番号			款]		金額		財 源	内 訳			(<u>単位:下内)</u> 要
留力		0	事 業	名		並 領	国道支出金	地方債	その他	一般財源	1向 	安
	[議	会	費]	295	0	0	0	295		
1	0	人件費(議会	:費)			295				295	給料128、職員手当等138、共済費29	
	[総	務	費]	279, 039	0	0	0	279, 039		
2	0	人件費(一般	世理費)			△ 2,315				△ 2,315	給料△3,942、職員手当等1,419、共済 -	費208
3	0	庁舎管理(設	(備保守)			417				417	需用費417	
4	0	職員住宅管理	里			2, 704				2, 704	需用費2,704	
5	0	ズリ山管理				2, 464				2, 464	委託料2,464	
6	0	財政調整基金	金積立			163, 599				163, 599	積立金163, 599	
7	0	減債基金繰和	漬立			109, 875				109, 875	積立金109,875	
8	0	人件費(企画	ī費)			12				12	職員手当等9、共済費3	
9	0	人件費(情報	战化促進費	·)		553				553	給料99、職員手当等425、共済費29	
10	0	人件費(税務	5総務費)			1, 412				1, 412	給料751、職員手当等559、共済費102	
11	0	人件費(賦課	(徴収費)			10				10	職員手当等8、共済費2	
12	0	人件費(戸籍	住民基本	台帳費)		475				475	給料86、職員手当等370、共済費19	
13	0	人件費(選挙	管理委員	会費)		137				137	給料24、職員手当等104、共済費9	
14	0	市長、市議会	議員選挙			△ 617				△ 617	職員手当等△617	

〈事項別明細の補正〉

番号	· 款 】	金額		財 源	内 訳		摘
留万	○ 事 業 名	金額	国道支出金	地方債	その他	一般財源	描 要 要
15	〇 人件費(統計調査総務費)	247				247	給料71、職員手当等165、共済費11
16	〇 人件費(監査委員費)	66				66	給料11、職員手当等45、共済費10
	【 民 生 費 】	183, 687	16, 729	0	2, 115	164, 843	
17	○ 国民健康保険事業会計繰出	439				439	繰出金439
18	○ 介護保険保険事業会計繰出	2, 205				2, 205	繰出金2, 205
19	〇 後期高齢者医療事業会計繰出	63				63	繰出金63
20	〇 低所得世帯支援給付金給付事業	142, 843				142, 843	人件費657、需用費50、役務費596、委託料1,540、扶助費 140,000
21	〇 人件費(社会福祉総務費)	5, 730				5, 730	給料3,582、職員手当等1,233、共済費915
22	○ 障害者自立支援事業(地域生活支援)	497	373			124	委託料497 【財源】地域生活支援事業費補助金(国)249、地域生活支援 事業費補助金(道)124
23	○ 障害者自立支援事業	275	137			138	委託料275 【財源】障害者自立支援給付支払等システム改修事業費補助 金137
24	〇 交通問題対策	570			384	186	需用費13、役務費119、負担金補助及び交付金438 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金384
25	○ 人件費(市民活動費)	766				766	給料449、職員手当等211、共済費106
26	〇 人件費(国民年金費)	235				235	給料137、職員手当等83、共済費15
27	〇 人件費(拠点複合施設費)	12				12	職員手当等10、共済費2
28	〇 公立学童保育所運営	2, 113	382		1, 731	0	工事請負費2,113 【財源】子ども・子育て支援交付金(国)191、子ども・子育 て支援交付金(道)191、幸福の黄色いハンカチ基金繰入金 1,731
29	〇 人件費(児童福祉総務費)	456				456	給料199、職員手当等214、共済費43

〈事項別明細の補正〉

35 ○ 新型コロナウイルスワクチン接種 1,704 1,704 1,704 0 1,638 [財源] ワクチン接種体制確保事業費補助金 36 ○ 人件費(予防費) 13 13 職員手当等10、共済費3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	〈事	・填別明細の補止〉						(単位:千円)
□ 事業名 国直支出金 地方債 その他 一般財源 13	釆县	款】	全 類		財 源	内 訳		
31	田力	○ 事 業 名	並 領	国道支出金	地方債	その他	一般財源	1向 女
21,116	30	○ 人件費(母子福祉費)	13				13	職員手当等10、共済費3
【 衛 生 費 】 14,724 2,742 0 0 0 11,982 33 ○ 下水道事業会計繰出 237 237 237 237 237 237 237 237 237 237	31	○ 人件費(生活保護総務費)	6, 354				6, 354	給料2,285、職員手当等3,426、共済費643
33 ○ 下水道事業会計繰出 237 237 機由金237 34 ○ 人件費(保健衛生総務費) △ 2,558	32	〇 生活扶助	21, 116	15, 837			5, 279	扶助費21,116 【財源】生活保護費負担金15,837
34 ○ 人件費 (保健衛生総務費)		【 衛 生 費 】	14, 724	2, 742	0	0	11, 982	
35	33	〇 下水道事業会計繰出	237				237	繰出金237
35 ○ 新型コロナウイルスワクチン接種 1,704 1,704 0 1,638 [財源] ワクチン接種体制確保事業費補助金 36 ○ 人件費(予防費) 13 13 職員手当等10、共済費3 37 ○ 出産・子育て応援事業 1,385 1,038 347 [財源] 出産・子育て応援事業 1,385 1,038 347 [財源] 出産・子育て応援事業 390 390 需用費390 390 需用費390 390 需用費390 12,996 負担金補助及び交付金(国) 692 接交付金 (国) 69	34	〇 人件費(保健衛生総務費)	△ 2,558				△ 2,558	給料△2,958、職員手当等336、共済費64
37 ○ 出産・子育て応援事業 1,385 1,038 347 開源] 出産・子育て応援李行金(国)692. 38 ○ 共同浴場管理 390 390 需用費390 390 需用費390	35	○ 新型コロナウイルスワクチン接種	1,704	1, 704			0	職員手当等13、共済費4、委託料49、負担金補助および交付金 1,638 【財源】ワクチン接種体制確保事業費補助金1,704
37 ○ 出産・子育で応援事業	36	○ 人件費(予防費)	13				13	
39 ○ 市立診療所負担金 12,996 12,996 12,996 12,996 40 ○ 人件費(清掃総務費) 557 557 557 557 557 557 2,250 0 0 387 11 公人件費(農業総務費) 311 311 311 311 311 311 311 311 311 31	37	○ 出産・子育て応援事業	1, 385	1, 038			347	【財源】出産・子育て応援交付金(国)692、出産・子育て応
40 ○ 人件費(清掃総務費) 557 557 557 557 557 654420、職員手当等111、共済費26 【 農 林 業 費 】 2,637 2,250 0 0 387 41 ○ 人件費(農業総務費) 311 54料160、職員手当等127、共済費24 2 ○ 新規就農者育成総合対策 2,250 2,250 0 負担金補助及び交付金2,250 [財源] 新規就農者育成総合対策費補助金2,43 ○ 人件費(農業振興費) 9 職員手当等8、共済費1	38	〇 共同浴場管理	390				390	需用費390
【農林業費】 2,637 2,250 0 0 387 41 ○ 人件費(農業総務費) 311 311 給料160、職員手当等127、共済費24 42 ○ 新規就農者育成総合対策 2,250 2,250 0 負担金補助及び交付金2,250 [財源]新規就農者育成総合対策費補助金2,43 43 ○ 人件費(農業振興費) 9 9 額員手当等8、共済費1	39	〇 市立診療所負担金	12, 996				12, 996	負担金補助及び交付金12,996
41 ○ 人件費(農業総務費) 311 42 ○ 新規就農者育成総合対策 2,250 43 ○ 人件費(農業振興費) 9 9 職員手当等8、共済費1	40	〇 人件費(清掃総務費)	557				557	給料420、職員手当等111、共済費26
42 ○ 新規就農者育成総合対策 2,250 0 負担金補助及び交付金2,250 【財源】新規就農者育成総合対策費補助金2,43 ○ 人件費(農業振興費) 9 職員手当等8、共済費1		【農林業費】	2, 637	2, 250	0	0	387	
42 分析 风机 展 有 自 风心 日 对 承 2,230 2,230 0 【財源】新規就農者育成総合対策費補助金2, 43 ○ 人件費 (農業振興費) 9 9 職員手当等8、共済費1	41	○ 人件費(農業総務費)	311				311	給料160、職員手当等127、共済費24
	42	○ 新規就農者育成総合対策	2, 250	2, 250			0	負担金補助及び交付金2,250 【財源】新規就農者育成総合対策費補助金2,250
44 ○ 人件費(林業総務費) 67 67 給料15、職員手当等43、共済費9	43	○ 人件費(農業振興費)	9				9	職員手当等8、共済費1
	44	○ 人件費(林業総務費)	67				67	給料15、職員手当等43、共済費9

(単位・千円)

〈事項別明細の補正〉 (単位:千円) 款 財 源 内 訳 番号 額 摘 要 金 国道支出金 般財源 事 業 名 地方債 その他 商 費] 41, 460 0 0 41, 460 エ 0 45 ○ 人件費(商工総務費) 1,460 給料195、職員手当等1,225、共済費40 1,460 46 ○ プレミアム付商品券事業 40,000 負担金補助及び交付金40,000 40,000 費 3, 114 01 0 0 3, 114 土 木 ○ 人件費(土木総務費) 584 584 給料306、職員手当等231、共済費47 48 ○ 人件費(道路橋りょう総務費) 140 給料27、職員手当等94、共済費19 140 ○ 人件費(道路橋りょう維持費) 63 63 職員手当等52、共済費11 50 ○ 人件費(都市計画総務費) 315 315 給料151、職員手当等142、共済費22 ○ 市営住宅管理業務 2,937 委託料2,937 51 2,937 52 ○ 人件費(公営住宅) △ 925 給料△1,945、職員手当等934、共済費86 \triangle 925 消 費 2.454 0 2.454 防 OΙ 53 ○ 人件費(消防署費) 2,454 給料16、職員手当等2,038、共済費400 2, 454 教 313 57, 135 費 61.321 0 3.873 育 ○ 人件費(事務局費) 948 948 給料57、職員手当等813、共済費78 ○ 人件費(指導研究費) 45 45 職員手当等36、共済費9 ○ 教師用教科書及び指導書更新 2,818 需用費2,818 56 2,818

53

57 ○ 小学校維持管理

53 委託料53

〈事項別明細の補正〉

款 財 源 内 訳 番号 額 摘 要 金 国道支出金 一般財源 ○ 事業名 地方債 その他 ○ 人件費(小学校・学校管理費) 21 職員手当等19、共済費2 21 工事請負費57,135 59 ○ 校舎エアコン整備 57, 135 57, 135 【財源】幸福の黄色いハンカチ基金繰入金57,135 60 ○ 中学校維持管理 84 84 委託料84 61 ○ 人件費(中学校・学校管理費) 22 職員手当等19、共済費3 感染症対策等学校教育活動継続支援 314 備品購入費627 【財源】感染症対策等支援事業費補助金313 62 627 313 事業 63 ○ 人件費(中学校・学校給食費) 4 職員手当等4 ○ 人件費(社会教育総務費) 448 448 給料228、職員手当等184、共済費36 65 ○ 人件費(保健体育総務費) \triangle 884 △ 884 給料△957、職員手当等65、共済費8 支 出 金 49 0 0 49 国庫支出金過年度還付(養育医療費 66 49 49 償還金利子及び割引料49 国国庫負担金) 予 費 2.544 2.544 備 0 67 ○ 一般会計予備費 2,544 予備費2,544 2,544 計 591.324 22. 034 0 59. 250 510.040 一般財源:財政調整基金繰入金、繰越金

《 国民健康保険事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号		<u> </u>		款]			金額		財 源	内 訳		摘
留万			0	経 費	名			並 領	国道支出金	地方債	その他	一般財源	()
	[総		務	了	ŧ]	439	0	0	0	439	
1	0	人件費						419				419	給料204、職員手当等182、共済費33
2	0	収納率向費)	可上特	別対策	事業費	人件	:	20				20	職員手当等16、共済費4
	[保	健	事	業	費]	925	15	0	0	910	
3	0	特定健康 (人件費		受診率	向上交	策事業		15	15			0	職員手当等12、共済費3 【財源】保険給付費等交付金
	[諸	支	Z Ł	出	金]	910	0	0	0	910	
4	\circ	過年度過	過誤納	還付				910				910	償還金利子及び割引料910
		合			計			1, 364	15	0	0	1, 349	一般財源:一般会計繰入金、国民健康保険準備基金繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予算総額

1, 181, 460

1, 364 1, 182, 824

《下水道事業会計》

〈事項別明細の補正〉

番号			[蒜	次]			<u> </u>	額		財 源	内 訳		₩ 	要
留万			\bigcirc	経	費	名			金	領	国道支出金	地方債	その他	一般財源	摘 ————————————————————————————————————	安
	[公	共	下	水	道	費]		237	0	0	0	237		
1	0)	人件費								237				237	給料65、職員手当等139、共済費33	
		合	ì		i	計				237	0	0	0	237	一般財源:一般会計繰入金	

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■予算総額

235, 799

237 236, 036

《介護保険事業会計》

〈事項別明細の補正〉

番号	. [款]		金額		財 源	内 訳		摘
留て		経 費	名		立 領	国道支出金	地方債	その他	一般財源	()
	【総	務	費	1	2, 103	0	0	0	2, 103	
1	○ 人件費(一般	设管理費)			2, 103				2, 103	- 給料211、職員手当等1,838、共済費54
	【地域支	援事	業	費	243	141	0	0	102	
2	〇 人件費(総合	合相談事業	業)		243	141			102	給料78、職員手当等137、共済費28 【財源】地域支援介護予防事業交付金(その他事業)(国) 94、地域支援介護予防事業交付金(その他事業)(道)47
	合		計		2, 346	141	0	0	2, 205	一般財源:一般会計繰入金

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予算総額

1,870,089

2, 346 1, 872, 435

《 後期高齢者医療事業会計 》

〈事項別明細の補正〉

番号		[款	ζ]		<u> </u>	額		財 源	内 訳			
留万		0	経	費	名		金	領	国道支出金	地方債	その他	一般財源		安
	[総	矜	ζ	費]		63	0	0	0	63		
1	0	人件費	,					63				63	給料12、職員手当等42、共済費9	
			合計					63	0	0	0	63	一般財源:一般会計繰入金	

〈補正前〉 〈補正額〉 〈補正後〉

■ 予算総額

215, 332

63 215, 395

行政常任委員会報告事項

令和5年11月28日 総務企画課

1. 夕張市職員給与条例の一部改正について

【資料1】

2. 夕張市特別職給与条例の一部改正について

【資料2】

1. 夕張市職員給与条例の一部改正について

1)条例改正の趣旨

・ 令和5年人事院勧告に基づく国家公務員給与法改正に伴い、本市職員給与についても所要の改正を行うもの。

2) 令和5年人事院勧告(給与勧告)の主な内容

①月例給

民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を低減させるかたちで俸給表を引上げ改定する。

②期末•勤勉手当

民間の支給状況に見合うよう引上げ。

4.40 カ月分 → 4.50 カ月分 (0.10 月分)

※期末手当、勤勉手当をそれぞれ.05か月分引き上げる。

3) 条例改正の内容

①月例給

人事院勧告による国家公務員行政職俸給表(一)の改定に基づき、職員給料表の改定を 行う。

【適用時期】

• 令和5年4月1日から。

②期末•勤勉手当

		6 ,	月期	12 月期		
令和5年度	期末手当	1.20 月	(支給済み)	1.25 月	(現行 1.20 月)	
7年10十度	勤勉手当	1.00 月	(支給済み)	1.05 月	(現行 1.00 月)	
令和6年度	期末手当	1.225 月		1.225 月		
70年度	勤勉手当	1.025 月		1.025 月		

【適用時期】

- ・ 令和 5 年度分は令和 5 年 4 月 1 日から、令和 6 年度分は令和 6 年 4 月 1 日から適用。
- ③新旧対照表 次頁より。

夕張市職員給与条例(昭和31年条例第6号)新旧対照表 ※第1条関係

~	'我们赖良和子来的(咱们31年来例第05)制作对照农	<u>次第「未関床</u>
	現 行	改正後(案)
	(期末手当)	(期末手当)
	第25条 (略)	第25条 (略)
	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に	 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6月に支給する場</u>
	100分の120	<u>合には100分の120、12月に支給する場合には100分の12</u>
	_を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお	5 を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間にお
	ける当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応	ける当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応
	じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
	(1)~(4) (略)	(1)~(4) (略)
	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適
	用については、同項中「100分の120」とあるのは「100	用については、同項中「100分の120」とあるのは「100
	分の67.5」	分の67.5」 <u>、「100分の125」とあるのは「100分の70」</u>
	とする。	とする。
	4 · 5 (略)	4・5 (略)
	(勤勉手当)	(勤勉手当)
	第25条の4 (略)	第25条の4 (略)
	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(当該職員がそれぞ	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(当該職員がそれぞ
	れの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあって	れの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあって
	は、退職し、又は死亡した日現在) において受けるべ	は、退職し、又は死亡した日現在) において受けるべ
	き給料月額) に市長が別に定める割合を乗じて得た額	き給料月額)に市長が別に定める割合を乗じて得た額
	とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当	とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当
	の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それ	の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それ
	ぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。	ぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員	(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員
	以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に	以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に <u>6月に支</u>
	100分の100	<u>給する場合には</u> 100分の100 <u>、12月に支給する場合に</u>
	を乗じて得た額の総額	<u>は100分の105</u> を乗じて得た額の総額
	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員
	当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎	当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎
	額に100分の47.5	額に 6月に支給する場合には 100分の47.5 <u>、12月に支</u>
	を乗じて得た額の総額	給する場合には100分の50 を乗じて得た額の総額
	3・4 (略)	3・4 (略)

現 行

現 1] 職員の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職	1	150, 100	198, 500	234, 400	266, 000	290, 700	319, 200
員以外の	2	151, 200	200, 300	236, 000	267, 700	292, 900	321, 400
職員	3	152, 400	202, 100	237, 500	269, 200	295, 000	323, 700
	4	153, 500	203, 900	239, 000	271, 000	297, 000	325, 900
	5	154, 600	205, 400	240, 300	272, 700	298, 800	328, 100
	6	155, 700	207, 200	241, 900	274, 500	300, 800	330, 100
	7	156, 800	209, 000	243, 400	276, 300	302, 600	332, 300
	8	157, 900	210, 800	244, 900	278, 300	304, 200	334, 500
	9	158, 900	212, 400	246, 000		306, 100	336, 400
	10	160, 300	214, 200	247, 500	282, 200	308, 400	338, 600
	11	161, 600	216, 000	249, 000	284, 100	310, 600	340, 600
	12	162, 900	217, 800	250, 300	286, 000	312, 900	342, 800
	13	164, 100	219, 200	251, 800	287, 900	315, 000	344, 600
	14	165, 600	221, 000	253, 000	289, 700	317, 100	346, 600
	15	167, 100	222, 700	254, 300	291, 200	319, 300	348, 600
	16	168, 700	224, 500	255, 500	292, 600	321, 400	350, 600
	17	169, 800	226, 100	256, 800	294, 400	323, 300	352, 300
	18	171, 200	227, 800	258, 200	296, 400	325, 300	354, 300
	19	172, 600	229, 400	259, 600	298, 500	327, 300	356, 100
	20	174, 000	230, 900	261, 100	300, 500	329, 300	358, 000
	21	175, 300	232, 200	262, 700	302, 400	331,000	359, 900
	22	177, 800	233, 800	264, 400	304, 500	333, 100	361, 800
	23	180, 300	235, 400	266, 000	306, 500	335, 100	363, 800
	24	182, 800	236, 900	267, 600	308, 600	337, 200	365, 700
	25	185, 200	237, 900	269, 400	310, 300	338, 600	367, 700
	26	186, 900	239, 400	271, 200	312, 400	340, 500	369, 600
	27	188, 500	240, 700	272, 900	314, 400	342, 400	371, 600
	28	190, 200	241, 900	274, 600	316, 400	344, 300	373, 600
	29	191, 700	243, 100	276, 200	318, 100	345, 900	375, 100
	30	193, 400	244, 100	277, 900	320, 100	347, 800	376, 900
	31	195, 200	245, 100	279, 700	322, 200	349, 700	378, 700
	32	196, 900	246, 100	281, 200	324, 300	351, 500	380, 300
	33	198, 500	247, 200	282, 400	325, 500	353, 400	382, 100
	34	199, 900	248, 100	284, 100	327, 500	355, 200	383, 500
	35	201, 400	249, 000	285, 700	329, 400	357, 000	385, 000
	36	202, 900	250, 000	287, 400	331, 500	358, 700	386, 600
	37	204, 200	250, 900	289, 000	333, 400	360, 100	388, 000
	38	205, 500	252, 200	290, 700	335, 300	361, 400	389, 200
	39	206, 700	253, 400	292, 500	337, 300	362, 800	390, 400
	40	208, 000	254, 700	294, 300	339, 200	364, 200	391, 500
	41	209, 300	256, 000	295, 800	341, 100	365, 500	392, 600
	42	210, 600	257, 400	297, 500	343, 000	366, 400	393, 800
	43	211, 900	258, 600	299, 000	344, 800	367, 500	395, 000

44	213, 200	259, 800	300, 600	346, 700	368, 600	396, 100
45	214, 300	260, 900	302, 200	348, 200	369, 400	396, 800
46	215, 600	262, 100	303, 900	349, 600	370, 300	397, 500
47	216, 900	263, 400	305, 500	351, 100	370, 300	398, 200
	218, 200	264, 500	307, 200	352, 600	371, 200	398, 200
48 49	219, 200	265, 600				-
		·	308, 100	354, 200	373, 000	399, 500
50 E1	220, 300	266, 600	309, 600	355, 000	373, 800	400, 100
51	221, 300	267, 800	311, 100	356, 200	374, 600	400, 600
52	222, 300	268, 900	312, 700	357, 200	375, 400	401, 000
53	223, 300	269, 900	314, 300	358, 100	376, 100	401, 400
54 	224, 200	270, 900	315, 900	359, 200	376, 800	401, 700
55	225, 100	272, 000	317, 500	360, 100	377, 500	402, 000
56	226, 000	273, 100	319, 000	361, 200	378, 200	402, 300
57	226, 300	274, 000	320, 500	362, 100	378, 700	402, 600
58	227, 100	275, 000	321, 700	362, 800	379, 300	402, 900
59	227, 800	275, 900	322, 900	363, 500	379, 900	403, 200
60	228, 500	277, 000	324, 100	364, 200	380, 600	403, 500
61	229, 200	278, 100	324, 800	364, 600	381, 000	403, 800
62	230, 000	279, 100	325, 700	365, 200	381, 700	404, 100
63	230, 700	280, 000	326, 500	365, 900	382, 300	404, 400
64	231, 300	281, 000	327, 300	366, 600	382, 900	404, 700
65	231, 900	281, 500	328, 200	366, 900	383, 300	405, 000
66	232, 500	282, 400	328, 600	367, 600	383, 900	405, 300
67	233, 100	283, 100	329, 300	368, 300	384, 500	405, 600
68	233, 800	284, 000	330, 100	369, 000	385, 100	405, 900
69	234, 500	285, 000	330, 900	369, 300	385, 500	406, 100
70	235, 100	285, 800	331, 600	369, 900	386, 000	406, 400
71	235, 600	286, 600	332, 300	370, 600	386, 500	406, 700
72	236, 300	287, 400	333, 000	371, 200	387, 100	407, 000
73	237, 000	288, 200	333, 500	371, 500	387, 400	407, 200
74	237, 600	288, 700	334, 100	372, 100	387, 800	407, 500
75	238, 200	289, 100	334, 600	372, 800	388, 200	407, 800
76	238, 700	289, 600	335, 200	373, 400	388, 600	408, 000
77	239, 300	289, 800	335, 500	373, 800	388, 900	408, 200
78	240, 000	290, 100	336, 000	374, 300	389, 200	408, 500
79	240, 700	290, 300	336, 400	374, 900	389, 500	408, 800
80	241, 200	290, 700	336, 900	375, 400	389, 800	409, 000
81	241, 700	290, 900	337, 300	375, 900	390, 000	409, 200
82	242, 300	291, 100	337, 800	376, 500	390, 300	409, 500
83	242, 900	291, 500	338, 300	377, 000	390, 600	409, 800
84	243, 400	291, 800	338, 800	377, 300	390, 800	410, 000
85	243, 900	292, 100	339, 100	377, 700	391, 000	410, 200
86	244, 500	292, 400	339, 500	378, 200	391, 300	110, 200
87	245, 100	292, 700	340, 000	378, 200	391, 600	
88	245, 600	292, 700	340, 400	379, 000	391, 800	
					·	
89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000	

90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300	
91	246, 900	294, 100		380, 300	392, 600	
92	247, 300	294, 500		380, 700	392, 800	
93	247, 600	294, 700		381, 000	393, 000	
94		294, 900		·		
95		295, 200				
96		295, 600				
97		295, 800				
98		296, 100				
99		296, 500				
100		296, 900				
101		297, 100				
102		297, 400				
103		297, 800				
104		298, 100				
105		298, 300				
106		298, 600				
107		299, 000				
108		299, 300				
109		299, 500				
110		299, 900				
111		300, 300				
112		300, 600				
113		300, 800				
114		301,000				
115		301, 300				
116		301, 700				
117		301, 900				
118		302, 100				
119		302, 400				
120		302, 700				
121		303, 100				
122		303, 300				
123		303, 600				
124		303, 900				
125		304, 200				
	107 700	015 000	OFF OOD			
	187, 700	215, 200	255, 200			

定年前再 任用短時 間勤務職

改正後 (案)

職員の区 分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	1	162, 100	208, 000	240, 900	271, 600	295, 400	323, 100
任用短時	2	163, 200	209, 700	242, 400	273, 200	297, 500	325, 300
間勤務職	3	164, 400	211, 400	243, 800	274, 700	299, 500	327, 500
員以外の	4	165, 500	212, 900	245, 200	276, 300	301, 400	329, 500
職員	5	166, 600	214, 400	246, 400	277, 800	303, 200	331, 500
	6	167, 700	216, 200	248, 000	279, 500	305, 000	333, 500
	7	168, 800	217, 900	249, 500	281, 300	306, 600	335, 400
	8	169, 900	219, 600	250, 900	283, 100	308, 200	337, 300
	9	170, 900	221, 100	252, 000	284, 800	309, 800	339, 200
	10	172, 300	222, 600	253, 400	286, 700	312, 000	341, 200
	11	173, 600	224, 100	254, 900	288, 500	314, 200	343, 200
	12	174, 900	225, 600	256, 200	290, 300	316, 200	345, 200
	13	176, 100	226, 800	257, 500	292, 100	318, 200	347, 000
	14	177, 600	228, 200	258, 700	293, 700	320, 200	349, 000
	15	179, 100	229, 600	259, 900	295, 100	322, 100	350, 900
	16	180, 700	231, 000	261, 100	296, 500	324, 000	352, 800
	17	181, 800	232, 400	262, 300	298, 000	325, 900	354, 500
	18	183, 200	234, 000	263, 600	300, 000	327, 900	356, 500
	19	184, 600	235, 500	264, 900	302, 000	329, 800	358, 300
	20	186, 000	236, 900	266, 200	303, 800	331, 700	360, 200
	21	187, 300	238, 100	267, 600	305, 500	333, 400	362, 100
	22	189, 600	239, 700	269, 100	307, 400	335, 400	364, 000
	23	191, 800	241, 200	270, 700	309, 300	337, 400	365, 900
	24	194, 000	242, 600	272, 200	311, 100	339, 300	367, 800
	25	196, 200	243, 600	273, 800	312, 800	340, 700	369, 700
	26	197, 900	245, 100	275, 500	314, 800	342, 600	371,600
	27	199, 400	246, 400	277, 100	316, 800	344, 500	373, 500
	28	200, 900	247, 600	278, 700	318, 700	346, 400	375, 400
	29	202, 400	248, 700	280, 300	320, 400	348, 000	376, 900
	30	203, 800	249, 700	281, 800	322, 400	349, 900	378, 700
	31	205, 200	250, 600	283, 300	324, 400	351, 700	380, 500
	32	206, 600	251, 500	284, 800	326, 400	353, 500	382, 100
	33	208, 000	252, 400	285, 900	327, 600	355, 300	383, 800
	34	209, 300	253, 300	287, 500	329, 600	357, 100	385, 200
	35	210, 600	254, 100	289, 000	331, 500	358, 800	386, 600
	36	211, 900	254, 900	290, 500	333, 500	360, 500	388, 000
	37	213, 200	255, 600	291, 900	335, 400	361, 900	389, 400
	38	214, 400	256, 700	293, 500	337, 300	363, 200	390, 600
	39	215, 600	257, 900	295, 100	339, 200	364, 500	391, 800
	40	216, 700	259, 000	296, 700	341, 100	365, 900	392, 800
	41	217, 800	260, 200	298, 200	342, 900	367, 000	393, 900

43 219,900 262,500 301,300 346,600 368,900 396,20 44 220,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,30 45 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,00 46 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,70 48 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,10 48 224,500 268,900 310,000 355,700 374,200 400,70 50 226,300 269,900 311,500 356,500 375,800 401,30 51 227,200 271,800 314,600 358,500 376,500 402,20 52 228,100 271,800 314,600 359,400 377,900 402,20 53 228,900 273,600 317,800 360,500 377,900 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 379,900 <t< th=""><th>42</th><th>218, 900</th><th>261, 400</th><th>299, 800</th><th>344, 800</th><th>367, 900</th><th>395, 100</th></t<>	42	218, 900	261, 400	299, 800	344, 800	367, 900	395, 100
44 220,900 263,600 302,800 348,400 370,000 397,30 45 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,00 46 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,70 47 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,40 48 224,500 268,900 310,000 355,700 374,200 400,10 49 225,400 268,900 311,500 356,500 375,000 401,30 51 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,80 52 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,20 53 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,60 54 229,800 277,500 316,200 359,400 377,200 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
45 221,800 264,700 304,400 349,900 370,800 398,00 46 222,700 265,800 306,000 351,300 371,700 398,70 47 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,40 48 224,500 268,900 310,000 355,700 374,200 400,70 50 226,300 269,900 311,500 356,500 375,800 401,30 51 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,80 52 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,20 53 228,900 273,600 317,800 360,500 377,900 402,20 54 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 379,300 403,20 56 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
46 222, 700 265, 800 306, 000 351, 300 371, 700 398, 70 47 223, 600 266, 900 307, 600 352, 700 372, 600 399, 40 48 224, 500 266, 900 310, 000 354, 200 373, 400 400, 70 50 226, 300 269, 900 311, 500 356, 500 375, 500 401, 30 51 227, 200 270, 900 313, 000 357, 500 376, 500 401, 30 52 228, 100 271, 800 314, 600 358, 500 376, 500 402, 20 53 228, 900 273, 600 317, 800 369, 500 377, 900 402, 20 54 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 20 55 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 20 56 231, 500 276, 300 322, 20 363, 30 379, 800 403, 50 57 231, 800 276, 303 322, 20							
47 223,600 266,900 307,600 352,700 372,600 399,40 48 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,10 49 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,70 50 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,30 51 227,200 270,900 313,000 357,500 375,800 401,80 52 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,20 53 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,60 54 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,20 56 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,50 57 231,800 277,200 323,400 364,000 380,400 <t< td=""><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		1					
48 224,500 267,900 309,100 354,200 373,400 400,10 49 225,400 268,900 310,000 355,700 374,200 400,70 50 226,300 269,900 311,500 356,500 375,000 401,30 51 227,200 270,990 313,000 357,500 376,500 401,80 52 228,100 271,800 314,600 358,500 377,500 402,20 53 228,900 272,700 316,200 359,400 377,900 402,20 54 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,20 56 231,500 276,400 320,800 362,400 379,900 403,80 57 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 404,10 59 233,300 278,100 324,500 364,000 380,400 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
49 225, 400 268, 900 310, 000 355, 700 374, 200 400, 70 50 226, 300 269, 900 311, 500 356, 500 375, 000 401, 30 51 227, 200 270, 900 313, 000 357, 500 375, 800 401, 80 52 228, 100 271, 800 314, 600 359, 400 377, 200 402, 20 53 228, 900 272, 700 316, 200 359, 400 377, 200 402, 60 54 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 60 55 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 20 56 231, 500 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 403, 50 57 231, 800 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 404, 10 59 233, 300 278, 100 324, 500 364, 700 381, 000 404, 10 60 233, 900 279, 000 325, 600 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
50 226, 300 269, 900 311, 500 356, 500 375, 000 401, 30 51 227, 200 270, 900 313, 000 357, 500 375, 800 401, 80 52 228, 100 271, 800 314, 600 358, 500 376, 500 402, 20 53 228, 900 272, 700 316, 200 359, 400 377, 200 402, 60 54 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 90 55 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 20 56 231, 500 275, 400 320, 800 362, 400 379, 300 403, 80 57 231, 800 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 403, 80 58 232, 600 277, 200 323, 400 364, 700 381, 000 404, 40 60 233, 300 278, 100 324, 500 365, 300 381, 700 404, 70 51 234, 500 280, 000 326, 300 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
51 227, 200 270, 900 313, 000 357, 500 375, 800 401, 80 52 228, 100 271, 800 314, 600 358, 500 376, 500 402, 20 53 228, 900 272, 700 316, 200 359, 400 377, 200 402, 60 54 229, 800 273, 600 317, 800 360, 500 377, 900 402, 90 55 230, 700 274, 500 319, 300 361, 400 378, 600 403, 20 56 231, 500 275, 400 320, 800 362, 400 379, 300 403, 50 57 231, 800 276, 300 322, 200 363, 300 379, 800 403, 50 58 232, 600 277, 200 323, 400 364, 000 380, 400 404, 10 59 233, 300 278, 100 324, 500 364, 700 381, 000 404, 70 61 234, 500 280, 000 326, 300 365, 700 382, 100 404, 70 62 235, 200 281, 900 328, 800 <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>							
52 228,100 271,800 314,600 358,500 376,500 402,20 53 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,60 54 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,20 56 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,50 57 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,80 58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,10 59 233,300 278,100 324,500 365,300 381,000 404,40 60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,000 405,00 61 234,500 280,000 327,200 366,300 382,100 405,00 62 235,200 281,000 328,000 367,00 384,00			·	,	·		
53 228,900 272,700 316,200 359,400 377,200 402,60 54 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,20 56 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,50 57 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,80 58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,10 59 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,40 60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 405,70 51 234,500 280,000 327,200 366,300 382,100 405,30 62 235,200 281,000 327,200 366,300 383,400 405,60 64 236,800 283,300 328,600 367,000 384,000 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td>·</td><td>·</td><td></td><td></td></t<>				·	·		
54 229,800 273,600 317,800 360,500 377,900 402,90 55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,20 56 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,50 57 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,80 58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,10 59 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,40 60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,70 61 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,00 62 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,50 63 236,800 281,900 328,800 367,700 384,400 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,400 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
55 230,700 274,500 319,300 361,400 378,600 403,20 56 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,50 57 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,80 58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,40 59 233,300 278,100 324,500 361,700 381,000 404,40 60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,70 61 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,00 62 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,30 63 235,800 281,900 328,800 367,700 384,000 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,400 406,20 65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 <t< td=""><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		1					
56 231,500 275,400 320,800 362,400 379,300 403,50 57 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,80 58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,10 59 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,40 60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,70 61 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,00 62 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,30 63 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,000 405,90 65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 406,20 66 237,300 284,000 330,600 369,400 385,600 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td>·</td><td>· · · · ·</td><td>,</td></t<>					·	· · · · ·	,
57 231,800 276,300 322,200 363,300 379,800 403,80 58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,10 59 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,40 60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,70 61 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,00 62 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,30 63 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,000 405,60 65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 406,20 66 237,300 284,000 330,600 368,700 385,600 406,50 67 237,800 284,700 330,600 369,400 386,200 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
58 232,600 277,200 323,400 364,000 380,400 404,10 59 233,300 278,100 324,500 364,700 381,000 404,40 60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,70 61 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,00 62 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,30 63 235,800 281,900 328,800 367,000 384,000 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,000 384,000 405,90 65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 406,50 66 237,300 284,000 330,000 368,700 385,600 406,50 67 237,800 284,700 330,000 369,400 385,600 407,10 68 238,400 285,600 332,100 370,300 386,200 <t< td=""><td></td><td></td><td>·</td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>			·				
59 233, 300 278, 100 324, 500 364, 700 381, 000 404, 40 60 233, 900 279, 000 325, 600 365, 300 381, 700 404, 70 61 234, 500 280, 000 326, 300 365, 700 382, 100 405, 00 62 235, 200 281, 900 327, 200 366, 300 382, 800 405, 30 63 235, 800 281, 900 328, 800 367, 700 384, 000 405, 60 64 236, 300 282, 800 328, 800 367, 700 384, 000 405, 90 65 236, 800 283, 300 329, 600 368, 000 384, 400 406, 20 66 237, 300 284, 700 330, 600 369, 400 385, 600 406, 80 67 237, 800 284, 700 330, 600 369, 400 385, 600 407, 10 69 238, 900 286, 600 331, 300 370, 900 386, 600 407, 30 70 239, 400 287, 400 332, 800 <td></td> <td></td> <td></td> <td>·</td> <td>·</td> <td></td> <td></td>				·	·		
60 233,900 279,000 325,600 365,300 381,700 404,70 61 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,00 62 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,30 63 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,000 405,90 65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 406,20 66 237,300 284,000 330,000 368,700 385,600 406,50 67 237,800 284,700 330,600 369,400 385,600 407,10 69 238,900 286,600 332,100 370,300 386,600 407,30 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,60 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>							
61 234,500 280,000 326,300 365,700 382,100 405,00 62 235,200 281,000 327,200 366,300 382,800 405,30 63 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,000 405,90 65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 406,20 66 237,300 284,000 330,000 368,700 385,600 406,50 67 237,800 284,700 330,600 369,400 385,600 407,10 68 238,400 285,600 331,300 370,000 386,600 407,10 69 238,900 286,600 332,100 370,300 386,600 407,90 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,60 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 <t< td=""><td></td><td>1</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>		1					
62 235, 200 281, 000 327, 200 366, 300 382, 800 405, 30 63 235, 800 281, 900 328, 000 367, 000 383, 400 405, 60 64 236, 300 282, 800 328, 800 367, 700 384, 000 405, 90 65 236, 800 283, 300 329, 600 368, 000 384, 400 406, 20 66 237, 300 284, 000 330, 600 369, 400 385, 600 406, 80 67 237, 800 284, 700 330, 600 369, 400 385, 600 406, 80 68 238, 400 285, 600 331, 300 370, 000 386, 200 407, 10 69 238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 386, 600 407, 30 70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 60 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 800							
63 235,800 281,900 328,000 367,000 383,400 405,60 64 236,300 282,800 328,800 367,700 384,000 405,90 65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 406,20 66 237,300 284,000 330,000 368,700 385,000 406,50 67 237,800 284,700 330,600 369,400 385,600 406,80 68 238,400 285,600 331,300 370,000 386,200 407,10 69 238,900 286,600 332,100 370,300 386,600 407,30 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,60 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,90 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,10 73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,60 75 241,800 290,600 335,700 373,800		234, 500	·	326, 300	365, 700	382, 100	405, 000
64 236, 300 282, 800 328, 800 367, 700 384, 000 405, 90 65 236, 800 283, 300 329, 600 368, 000 384, 400 406, 20 66 237, 300 284, 000 330, 000 368, 700 385, 000 406, 50 67 237, 800 284, 700 330, 600 369, 400 385, 600 406, 80 68 238, 400 285, 600 331, 300 370, 000 386, 200 407, 10 69 238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 386, 600 407, 30 70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 600 407, 90 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 500 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 80 75 241, 800 290, 600 335, 700 <td>62</td> <td>235, 200</td> <td>281, 000</td> <td>327, 200</td> <td>366, 300</td> <td>382, 800</td> <td></td>	62	235, 200	281, 000	327, 200	366, 300	382, 800	
65 236,800 283,300 329,600 368,000 384,400 406,20 66 237,300 284,000 330,000 368,700 385,000 406,50 67 237,800 284,700 330,600 369,400 385,600 406,80 68 238,400 285,600 331,300 370,000 386,200 407,10 69 238,900 286,600 332,100 370,300 386,600 407,30 70 239,400 287,400 332,800 370,900 387,100 407,60 71 239,900 288,200 333,500 371,600 387,600 407,90 72 240,400 289,000 334,100 372,200 388,200 408,10 73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,30 74 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,60 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 409,10 77 242,800 291,200 336,600 374,800	63	235, 800	281, 900	328, 000	367, 000	383, 400	405, 600
66 237, 300 284, 000 330, 000 368, 700 385, 000 406, 50 67 237, 800 284, 700 330, 600 369, 400 385, 600 406, 80 68 238, 400 285, 600 331, 300 370, 000 386, 200 407, 10 69 238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 386, 600 407, 30 70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 60 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 <td>64</td> <td>236, 300</td> <td>282, 800</td> <td>328, 800</td> <td>367, 700</td> <td>384, 000</td> <td>405, 900</td>	64	236, 300	282, 800	328, 800	367, 700	384, 000	405, 900
67 237, 800 284, 700 330, 600 369, 400 385, 600 406, 80 68 238, 400 285, 600 331, 300 370, 000 386, 200 407, 10 69 238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 386, 600 407, 30 70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 60 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 500 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 60 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 <td>65</td> <td>236, 800</td> <td>283, 300</td> <td>329, 600</td> <td>368, 000</td> <td>384, 400</td> <td>406, 200</td>	65	236, 800	283, 300	329, 600	368, 000	384, 400	406, 200
68 238, 400 285, 600 331, 300 370, 000 386, 200 407, 10 69 238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 386, 600 407, 30 70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 60 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 60 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 90 80 243, 300 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 90 80 244, 300	66	237, 300	284, 000	330, 000	368, 700	385, 000	406, 500
69 238, 900 286, 600 332, 100 370, 300 386, 600 407, 30 70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 60 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 60 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 30 78 243, 800 291, 500 337, 500 375, 900 390, 600 409, 90 80 244, 300 292, 000 337, 500 376, 400 390, 800 410, 10 81 244, 700	67	237, 800	284, 700	330, 600	369, 400	385, 600	406, 800
70 239, 400 287, 400 332, 800 370, 900 387, 100 407, 60 71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 60 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 60 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 90 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 10 81 245, 200 292, 400 338, 800 <td>68</td> <td>238, 400</td> <td>285, 600</td> <td>331, 300</td> <td>370, 000</td> <td>386, 200</td> <td>407, 100</td>	68	238, 400	285, 600	331, 300	370, 000	386, 200	407, 100
71 239, 900 288, 200 333, 500 371, 600 387, 600 407, 90 72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 60 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 30 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 60 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 90 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 10 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 300 410, 60 83 245, 600	69	238, 900	286, 600	332, 100	370, 300	386, 600	407, 300
72 240, 400 289, 000 334, 100 372, 200 388, 200 408, 10 73 240, 900 289, 700 334, 600 372, 500 388, 500 408, 30 74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 60 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 30 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 60 79 243, 800 291, 700 337, 500 376, 400 390, 800 410, 10 81 244, 300 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 30 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 60 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 300 391, 800 411, 10	70	239, 400	287, 400	332, 800	370, 900	387, 100	407, 600
73 240,900 289,700 334,600 372,500 388,500 408,30 74 241,400 290,200 335,200 373,100 388,900 408,60 75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,90 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,10 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,30 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,60 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,90 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,10 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,60 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,60 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,800 411,10	71	239, 900	288, 200	333, 500	371, 600	387, 600	407, 900
74 241, 400 290, 200 335, 200 373, 100 388, 900 408, 60 75 241, 800 290, 600 335, 700 373, 800 389, 300 408, 90 76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 30 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 60 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 90 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 10 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 30 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 60 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 800 411, 10	72	240, 400	289, 000	334, 100	372, 200	388, 200	408, 100
75 241,800 290,600 335,700 373,800 389,300 408,90 76 242,300 291,000 336,300 374,400 389,700 409,10 77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,30 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,60 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,90 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,10 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,30 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,60 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,90 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,10	73	240, 900	289, 700	334, 600	372, 500	388, 500	408, 300
76 242, 300 291, 000 336, 300 374, 400 389, 700 409, 10 77 242, 800 291, 200 336, 600 374, 800 390, 000 409, 30 78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 60 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 90 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 10 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 30 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 60 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 800 410, 90 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 10	74	241, 400	290, 200	335, 200	373, 100	388, 900	408, 600
77 242,800 291,200 336,600 374,800 390,000 409,30 78 243,300 291,500 337,100 375,300 390,300 409,60 79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,90 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,10 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,30 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,60 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,90 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,10	75	241, 800	290, 600	335, 700	373, 800	389, 300	408, 900
78 243, 300 291, 500 337, 100 375, 300 390, 300 409, 60 79 243, 800 291, 700 337, 500 375, 900 390, 600 409, 90 80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 10 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 30 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 60 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 90 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 10	76	242, 300	291, 000	336, 300	374, 400	389, 700	409, 100
79 243,800 291,700 337,500 375,900 390,600 409,90 80 244,300 292,000 337,900 376,400 390,800 410,10 81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,30 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,60 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,90 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,10	77	242, 800	291, 200	336, 600	374, 800	390, 000	409, 300
80 244, 300 292, 000 337, 900 376, 400 390, 800 410, 10 81 244, 700 292, 200 338, 300 376, 900 391, 000 410, 30 82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 60 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 90 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 10	78	243, 300	291, 500	337, 100	375, 300	390, 300	409, 600
81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,30 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,60 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,90 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,10	79	243, 800	291, 700	337, 500	375, 900	390, 600	409, 900
81 244,700 292,200 338,300 376,900 391,000 410,30 82 245,200 292,400 338,800 377,500 391,300 410,60 83 245,600 292,700 339,300 378,000 391,600 410,90 84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,10	80	244, 300	292, 000	337, 900	376, 400	390, 800	410, 100
82 245, 200 292, 400 338, 800 377, 500 391, 300 410, 60 83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 90 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 10	81	244, 700			376, 900	391, 000	410, 300
83 245, 600 292, 700 339, 300 378, 000 391, 600 410, 90 84 246, 000 292, 900 339, 800 378, 300 391, 800 411, 10	82	245, 200	292, 400	338, 800	377, 500	391, 300	410, 600
84 246,000 292,900 339,800 378,300 391,800 411,10	83						410, 900
							411, 100
po [4±0,±00] 4∂∂,400] ∂±0,100] ∂10,100] ∂24,000] 411.30	85	246, 400	293, 200	340, 100	378, 700	392, 000	411, 300

	86	246, 800	293, 500	340, 500	379, 200	392, 300	
	87	247, 200	293, 800	341,000	379, 600	392, 600	
	88	247, 600	294, 100	341, 400	380, 000	392, 800	
	89	248, 000	294, 400	341, 700	380, 400	393, 000	
	90	248, 500	294, 800	342, 100	380, 900	393, 300	
	91	248, 800	295, 100	342, 600	381, 300	393, 600	
	92	249, 100	295, 500	343, 000	381, 700	393, 800	
	93	249, 400	295, 700	343, 200	382, 000	394, 000	
	94		295, 900	343, 600			
	95		296, 200	344, 100			
	96		296, 600	344, 500			
	97		296, 800	344, 700			
	98		297, 100	345, 100			
	99		297, 500	345, 500			
	100		297, 900	345, 800			
	101		298, 100	346, 100			
	102		298, 400	346, 500			
	103		298, 800	346, 900			
	104		299, 100	347, 300			
	105		299, 300	347, 800			
	106		299, 600	348, 200			
	107		300, 000	348, 600			
	108		300, 300	349, 000			
	109		300, 500	349, 500			
	110		300, 900	349, 900			
	111		301, 300	350, 200			
	112		301, 600	350, 500			
	113		301, 800	351, 000			
	114		302, 000				
	115		302, 300				
	116		302, 700				
	117		302, 900				
	118		303, 100				
	119		303, 400				
	120		303, 700				
	121		304, 100				
	122		304, 300				
	123		304, 600				
	124		304, 900				
	125		305, 200				
定年前再							
任用短時		188, 700	216, 200	256, 200			
間勤務職							
員							

現 行

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定 の適用については、同項中「100分の120」とある のは「100分の67.5」、「100分の125」とあるのは 「100分の70」とする。
- 4·5 (略)

(勤勉手当)

第25条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額)に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職 員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>6月</u> に支給する場合には100分の100、12月に支給する 場合には100分の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に6月に支給する場合には100分の47.5、1 2月に支給する場合には100分の50を乗じて得た額の総額

3 • 4 (略)

改正後 (案)

(期末手当)

第25条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定 の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とある のは「<u>100分の68.75</u>」

とする。

4·5 (略)

(勤勉手当)

第25条の4 (略)

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額(当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料月額)に市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の次の各号に掲げる職員区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
 - (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職 員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100</u> 分の102.5

を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当 基礎額に100分の48.75

を乗じて得た額

の総額

3 · 4 (略)

2. 夕張市特別職給与条例の一部改正について

1)条例改正の趣旨

・令和5年人事院勧告に基づき改定を行う一般職員に準じ、特別職の給与を改定するため必要な改正を行うもの。

2) 条例改正の内容

①期末手当の額を引上げ。

4.40 カ月分 → 4.50 カ月分 (0.10 月分)

		6	月期	12 月期		
令和5年度	期末手当	2.20 月	(支給済み)	2.30 月	(現行 2.20 月)	
令和6年度	期末手当	2.25 月		2.25 月		

【適用時期】

・ 令和5年度分は令和5年4月1日から、令和6年度分は令和6年4月1日 から適用。

②新旧対照表 次頁のとおり。

行

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号。以下「法」という。) の特別 職に属する者のうち次の各号に掲げる者(以 下「職員」という。) の給与について規定す ることを目的とする。

現

(1)~(3) (略)

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退 職し、又は死亡した日現在)において職員が 受けるべき給料月額及び給料月額に100分の 15を乗じて得た額の合計額に

100分の220

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の 期間におけるその者の在職期間の次の各号に 掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を 乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年 法律第261号)の特別 職に属する者のうち次の各号に掲げる者(以 下「職員」という。) の給与について規定す ることを目的とする。

改正後 (案)

 $(1)\sim(3)$ (略)

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあっては、退 職し、又は死亡した日現在)において職員が 受けるべき給料月額及び給料月額に100分の 15を乗じて得た額の合計額に6月に支給する 場合には100分の220、12月に支給する場合に は100分の230を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(4)$ (略)

新旧対照表 ※第2条関係

現 行 改正後 (案)

(期末手当)

 $(1)\sim(4)$ (略)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職 し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は 死亡した日現在)において職員が受けるべき給料 月額及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合 計額に6月に支給する場合には100分の220、12月 に支給する場合には100分の230を乗じて得た額 に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者 の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該 各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(期末手当)

第4条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職 し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死 亡した日現在)において職員が受けるべき給料月額 及び給料月額に100分の15を乗じて得た額の合計額 に100分の225

を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間に おけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とす る。

 $(1)\sim(4)$ (略)